

日本における寄附金税制の諸問題について
~所得税法 78 条・地方税法 314 条を中心に~

経済学研究科 経済学専攻

16M3064 守部良平

日本における寄附金税制の諸問題について~所得税法 78 条・地方税法 314 条
を中心に~

経済学研究科 経済学専攻 財政学特殊講義 16M3064 守部良平

論文要旨

近年、寄附金税制の中でも個人の寄附に対して注目が集まっている。その理由としては、政府が、寄附の増加を見込むため、自己負担額の引き下げや控除率の引き上げなど、寄附を行う人に対して、税制上の優遇措置をより受けることが出来るような税制改正を多く行っていること。そこに加え、寄附金税制の控除方法を利用し制度として作られた、ふるさと納税にも現在注目が集まっているからである。これらの税制上の優遇措置は、主に認定 NPO 法人に対する寄附や国や地方公共団体に対する寄附を増加させることを意図して作ったものであるが、実際に優遇税制により寄附促進効果が生じているのかはわからない。そこで本稿の目的は、このような寄附金に対する税制上の優遇措置が妥当なものかどうかを検討するところにある。

そのために、本稿では、日本における寄附金税制の現状や歴史、問題点を整理したうえで、このような優遇税制の拡大が、本当に実質的な寄附金を増加させたといえるのかを分析することにした。具体的には、先行研究での分析方法を踏襲し、最新の税務統計を利用して、近年における寄附金税制の優遇措置の拡大につれて、寄附金総額と税収減がどのように推移しているのかを推計した。本稿での分析と考察の結果は、以下のようにまとめることができる。

第 1 に、認定 NPO 法人に対する寄附金や公益財団法人等に対する寄附金においては、現在は所得控除、税額控除を選択して利用できる制度となっているが、現在の税率表においては、45%が最高税率であり、その階層における寄附金制度の利用者は、寄附者合計に対して、約 10%に過ぎない。つまり、その他約 90%である限界税率が 40%以下の人々にとっては、税額控除制度を利用するほうが税額の控除額が多くなっている。そもそも寄附金控除は、1962年に税額控除として初めて認められ制度が始まっている。その後 1967年に所得控除制度に変更され、2011年には税額控除、所得控除選択制へと変更されている。そこで、私は、以上の理由から、選択制ではなく、税額控除制度に一本化するべきだと考えている。

第 2 に、ふるさと納税については、適用下限額、所得税の控除額、住民税の控除額(基本分)以外の部分である、特例部分における控除があまりにも多く、

住民税所得割額の 2 割という上限があるものの、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本分}) - \text{所得税の税率})$ という計算方法により自己負担額が 2,000 円になってしまい、その結果、高所得者ほど 2,000 円で寄附できる額が増え、特例部分により高所得者は、多くの恩恵を得ていることが分かった。また、ふるさと納税は本来都市部で使われるはずであった税金が地方に流れており、その流れた部分の補てんを国が行っている。このようにふるさと納税には多くの問題点が存在している。そのため本制度は作り変えるべきだと考えており、認定 NPO 法人に対する寄附と同じように、所得控除ではなく、税額控除方式に変えることや、現在のふるさと納税の特例部分のみを取り除く制度に変えるべきだと考えている。

第 3 に、寄附金税制の国税部分の税収ロスを計算した結果、税収ロスが所得税においては、約 439 億円発生していることがわかり、地方税部分である住民税においては、約 1,002 億円発生しており、合計では、約 1,441 億円発生していることが分かった。また、実質的な寄附を見てみると、毎年減少しており、2015 年には約 30 億円まで減少している。これは、返礼品競争の過熱などによりふるさと納税に対する寄附が多く集まっていることが要因である。そこで、ふるさと納税とふるさと納税以外の寄附金の推移では、2015 年は、ふるさと納税額は前年に比べて増加しており、それ以外の寄附金は減少していることが分かった。つまり、このようにふるさと納税が増加している結果、他の寄附金に対して影響を与えているということが分かった。

以上のことから、近年の寄附金税制における拡充、とりわけふるさと納税制度の拡充は、実質的な寄附の増加には結びついておらず、所得控除部分を税額控除方式にあらため、ふるさと納税における自己負担を 2,000 円に抑制する措置である地方税における特例控除を廃止すべきであるという結論を得た。

日本における寄附金税制の諸問題について ～所得税法 78 条・地方税法 314 条を中心に～

経済学研究科 経済学専攻
16M3064 守部良平

はじめに

第 1 章 寄附金税制についての概要

1-1. 日本における寄附金税制の現状

1-2. 日本における寄附金税制の税法上の分類

1-3. 寄附金税制とふるさと納税の仕組み

1-3-1. 寄附金税制の仕組みについて

1-3-2. ふるさと納税の仕組みについて

1-4. 寄附金税制の歴史

1-5. 日本における寄附金税制の問題点

1-6. 判例研究

第 2 章 寄附金税制の実証分析

2-1. 寄附金税制の先行研究

2-2. 寄附金税制の税収ロス の推計

2-3. ふるさと納税の各自治体への影響

終わりに

はじめに

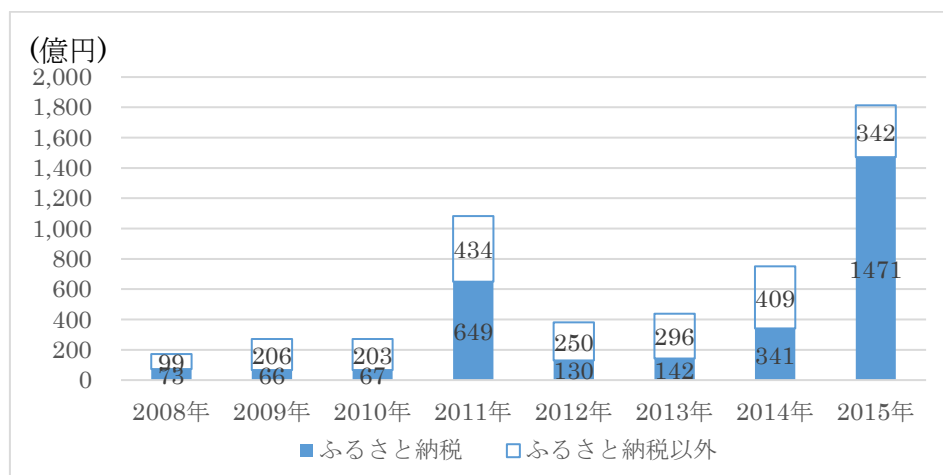
近年、寄附金税制の中でも個人の寄附に対して注目が集まっている。その理由としては、政府が、寄附の増加を見込むため、自己負担額の引き下げや控除率の引き上げなど、寄附を行う人に対して、税制上の優遇措置をより受けることが出来るような税制改正を多く行っていること。そこに加え、寄附金税制の控除方法を利用し制度として作られた、ふるさと納税にも現在注目が集まっているからである。これらの税制上の優遇措置は、主に認定 NPO 法人に対する寄附や国や地方公共団体に対する寄附を増加させることを意図して作ったものであるが、実際に優遇税制により寄附促進効果が生じているのかはわからない。本稿の目的は、このような寄附金に対する税制上の優遇措置が妥当なものかどうかを検討するところにある。そのために、本稿では、日本における寄附金税制の現状や歴史を整理したうえで、このような優遇税制の拡大が、本当に実質的な寄附金を増加させたといえるのかを分析することを目的としている。

本論文の構成としては、第 1 章では、後の章で行う分析に使用するため、寄附金税制についての現状について分析を行った。複数の年の税務統計を利用し、寄附金税制の利用状況や、どの所得階級が寄附を多く行っているかの現状を示した表や、図などを作成した。その後の章では、寄附金税制の仕組み、歴史、問題点、判例研究などを踏まえたうえで、第 2 章の寄附金税制の分析に移っている、第 2 章では、アメリカや日本における先行研究における分析方法を踏襲し、過去の論文にはない、最新の税務統計を利用して、近年における寄附金税制の優遇措置の拡大について分析を行っている。

第1章 寄附金税制についての概要

1-1. 日本における寄附金税制の現状

この章では、日本における寄附金税制について見ていこうと思う。



出典：総務省『個人住民税の寄附金税制におけるふるさと納税の実績額(各年版)』、総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/0804303_kojin.html)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html)(閲覧日 2017年6月3日)より作成。

図 1-1 寄附金合計額に占めるふるさと納税とそれ以外の寄附金額の推移

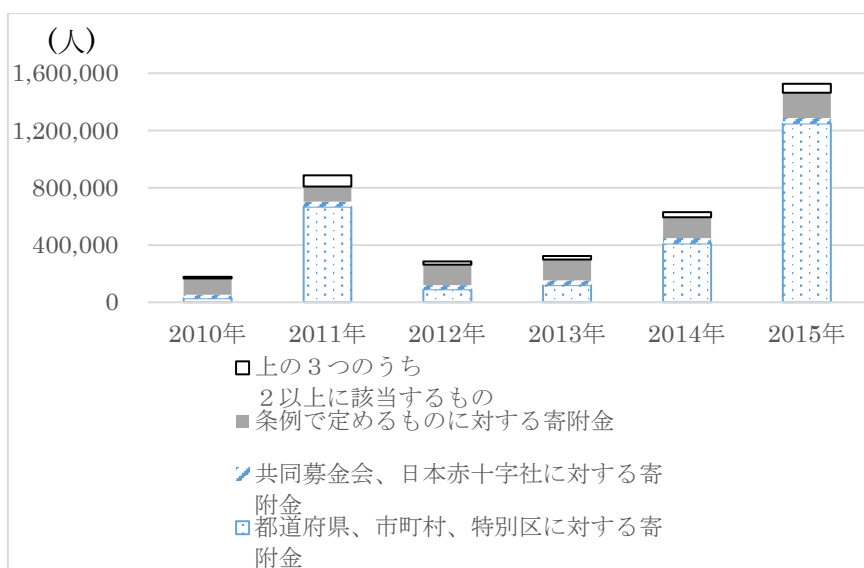
図 1-1 は、寄附金合計額に占めるふるさと納税と認定 NPO 法人に対する寄附が含まれるふるさと納税以外の寄附金額の推移である¹。総務省『ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制におけるふるさと納税の実績額(各年版)』そして、総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』を使用し作成した。今回使用した統計においては、個人の寄附のみを推計しており、企業による寄附は含まれていない。2008年から図を作成した理由としては、ふるさと納税制度が創設された年から推移を見ようと考えたからである。また、寄附金額については、寄附金合計額(道府県民税)から、ふるさと納税額を差し引いて計算している²。2008年から見ていくと、寄附金合計額は約 172 億円である。内訳としては、ふるさと納税

¹ 寄附金合計額には、①地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号、第 314 条の 7 第 1 項第 1 号「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」 ②地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 2 号、第 314 条の 7 第 1 項第 2 号「社会福祉法・・・に規定する共同募金・・・に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金・・・で、政令で定めるもの。」 ③地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号及び 4 号、第 314 条の 7 第 1 項第 3 号及び 4 号「所得税法第七十八条第二項第二号 及び第三号 に掲げる寄附金・・・並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項 に規定する特定非営利活動に関する寄附金・・・のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの」「特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う・・・事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの ④上に挙げた①から③のうち 2 つ以上に該当するもの。という構成になっている。

² 寄附金額について道府県民税の部分の金額を利用している理由としては、認定 NPO 法人に対する寄附が道府県民税にのみ認められているためである。

額が約 73 億円、寄附金額が約 99 億円であり、ふるさと納税制度があまり知られておらず、ふるさと納税額とふるさと納税以外の寄附金額との差はあまり無いように思われる。その後、2009 年、2010 年においては、ふるさと納税に関してはあまり変化がなかったものの、ふるさと納税以外の寄附金額が伸びを見せ、寄附金合計額については、2009 年に比べ、約 2 倍にまで増加していることわかる。

さらに、2011 年には、東日本大震災の影響で、2010 年の寄附金合計額である 270 億円の約 4 倍である、約 1,083 億円まで増加した。特にふるさと納税においては、67 億円から、649 億円まで約 9~10 倍に増えていることがわかる。その後、2012 年にはふるさと納税、寄附金額ともに減少したものの、2013 年には、約 438 億円、2014 年、約 750 億円と増加傾向にあることが分かり、また、2015 年には、合計で約 1,813 億円と過去最高額まで到達していることがわかる。つまり、ふるさと納税額は近年増加傾向にあるものの、ふるさと納税以外の寄附に関しては、ふるさと納税への寄附の高まりを受け、2014 年から 2015 年においては、減少していることがわかった³。2016 年においては、ふるさと納税額については、約 2540 億円と統計は出ているものの、寄附金合計額についての統計がまだ発表されていないため、このグラフには載せていない。



出典：総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html(閲覧日 2017 年 6 月 3 日)より作成。

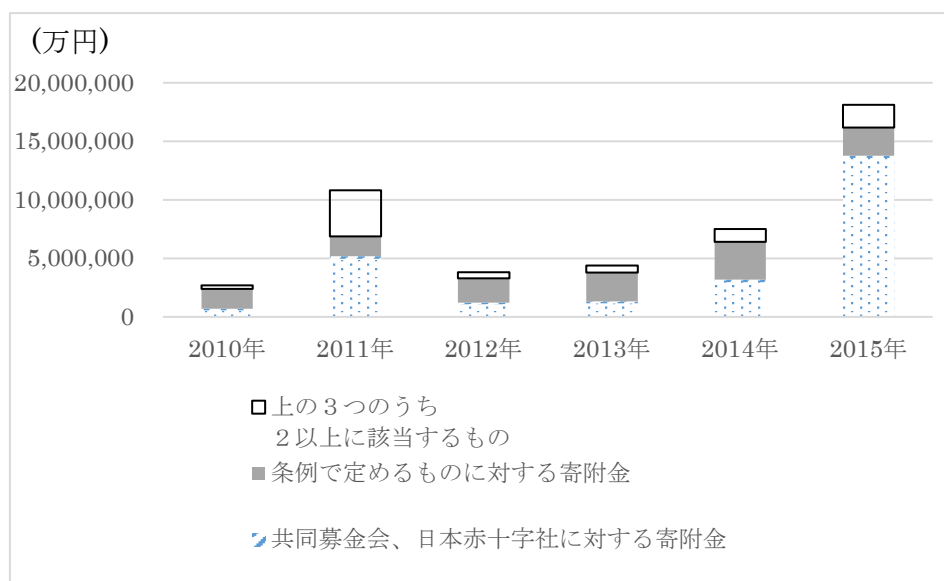
図 1-2 寄附目的別の寄附人員の推移

図 1-2 は、総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』から作成した、寄附目的別の寄附人数の推移のグラフである。項目別には、都道府県、市町村、特

³ 鈴木・武者・橋本(2016)によると、例えば、北海道札幌市では、さぼーとほっと基金という制度があり、認定 NPO 法人に対する寄附とは別で、認定 NPO 法人に対して寄附を行える。つまり、この制度を利用した寄附に関しては、ふるさと納税以外の寄附ではなく、ふるさと納税に含まれていることが、減少している一つの原因として考えられる。

別区に対する寄附金、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金、条例で定めるものに対する寄附金、それら3つのうち2つ以上に該当するものの4種類である⁴。では、都道府県、市町村、特別区に対する寄附人員について見ていこう。2010年においては、約2万9,000人だったものが、2011年には、66万8,000人にまで増加している。その間、約63万9,000人増加しており、急激な増加を見せている。その後は、2012年においては利用人数が減少したものの、2015年には約124万9,000人まで増加しており、東日本大震災大震災の寄附人数の約2倍近くまで増えていることが分かった。

次に、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金を見てみると、2010年の約2万3,000人から、2014年の約3万6,000人まで、約1万3,000人程度の増加がみられたものの、2014年から2015年にかけては約750人の減少が見られた。さらに、条例で定めるものに対する寄附金においては、2010年には約11万3,600人であったものが2014年には約14万7,000人に増加し、2015年には、前年に比べ約3万人増加し、17万7,000人となっている。上の3つのうち2つ以上に該当するものは、2010年には、約1万3,000人であったが、2014年には、約3万4,000人まで増加し、2015年には、約2万7,000人増加し、約6万1,000人となった。つまり、2014年から2015年にかけての寄附金控除を利用した人員は、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金以外は増加傾向であることが分かった。



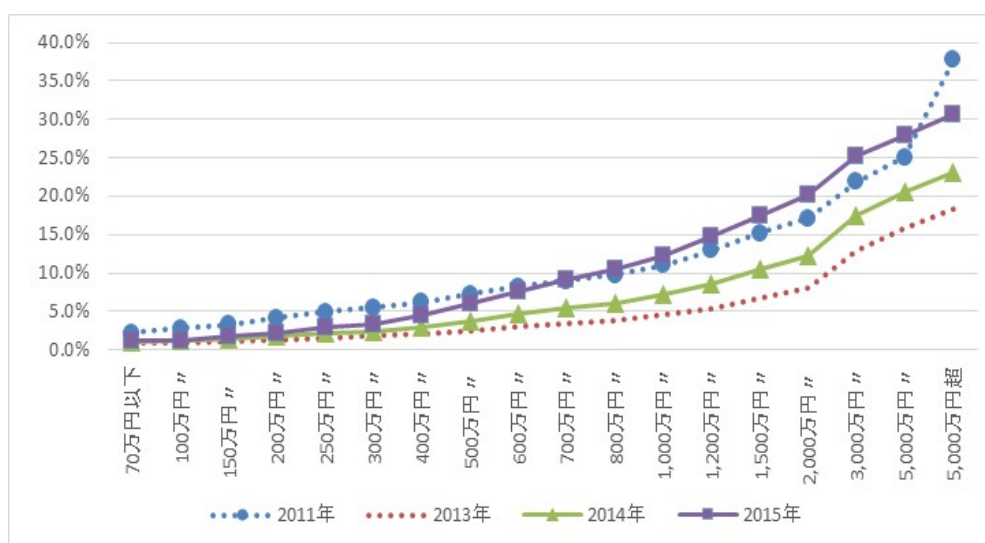
出典：総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichira_n09.html)(閲覧日 2017年6月3日)より作成。

図1-3 寄附目的別の寄附金額の推移

⁴ ふるさと納税は、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金に含まれ、認定NPO法人に対する寄附は、地方税法共同募金会、条例で定めるものに対する寄附金に含まれる。

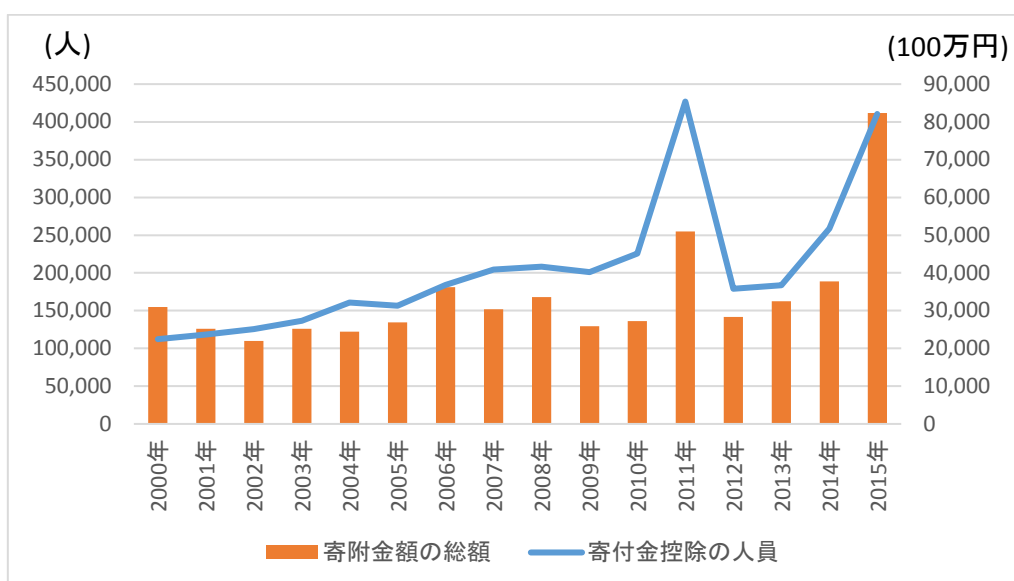
図 1-3 は、寄附目的別の寄附金額の推移のグラフである。先ほどと同じく、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、上の 3 つのうち 2 つ以上に該当するものは、2012 年から 2015 年にかけて増加傾向にあることが分かった。しかし、2012 年に大幅に増加し、2013 年に減少したものの、2014 年、2015 年と増加傾向にあることがわかった。しかし、共同募金会、日本赤十字社、条例で定めるものに対する寄附金については、2014 年から 2015 年にかけて減少しており、この部分がふるさと納税の影響により、減少したのではないかと思われる。



出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>(閲覧日 2017 年 5 月 27 日)より作成。

図 1-4 日本の寄附金控除の利用人数割合の推移

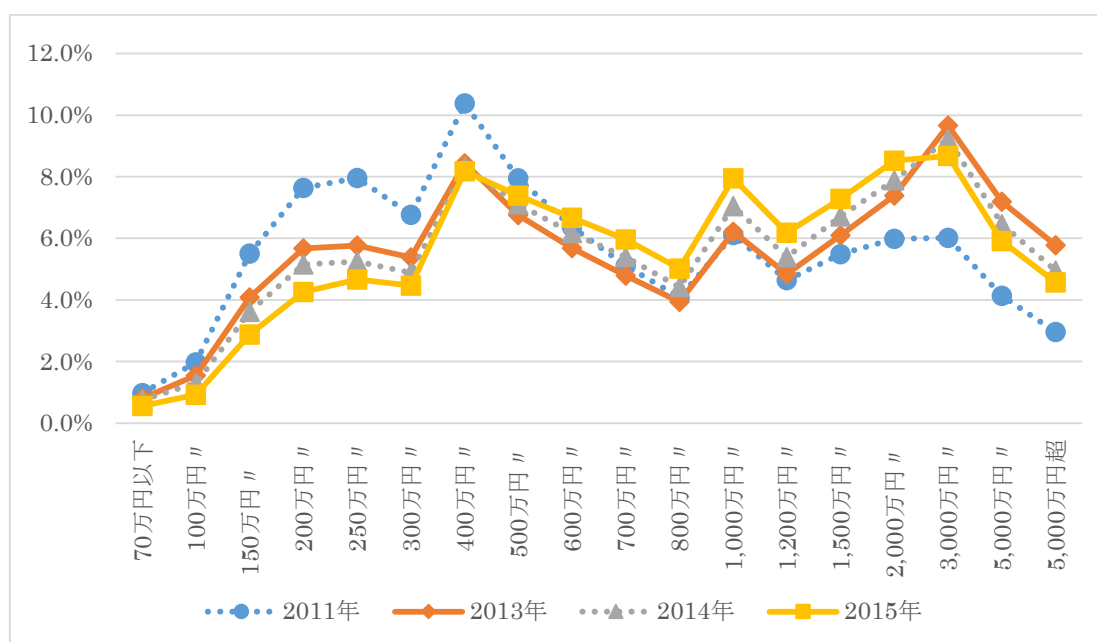
図 1-4 は、日本の申告納税者における、寄附金控除の利用人数割合の推移を図示したものである。利用率は、分子に寄附金控除の人員数、分母に、日本の申告納税者数を取り、直近の三年間と東日本大震災のあった 2011 年を計算し比較を行った。図 1-4 をみると、所得階級 70 万円以下から所得階級 600 万円以下の層までにおいては、2011 年が直近 3 年間に比べ、利用人数割合が高いことがわかる。これは、東日本大震災の発生を受け、今まで寄附を行っていなかった層が寄附を行ったためだと思われる。所得 800 万円以下の層からは、2015 年が 2011 年よりも高い値となり、所得 5000 万円以下の層まで、その傾向が続いている。しかし、所得 5000 万円超の層においては、2011 年では 33.7%、2015 年では、30.7%と、再び 2011 年の利用人数割合の方が高くなっていることが分かった。また、直近 3 年間を比較すると、所得 300 万円以下の層においては、あまり差はないものの、その後の所得階級においては、2015 年が最も多いことが分かった。



出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuhon/top.htm>(閲覧日 2017年5月27日)より作成。

図 1-5 寄附金控除の人員と金額の総額の年別の推移

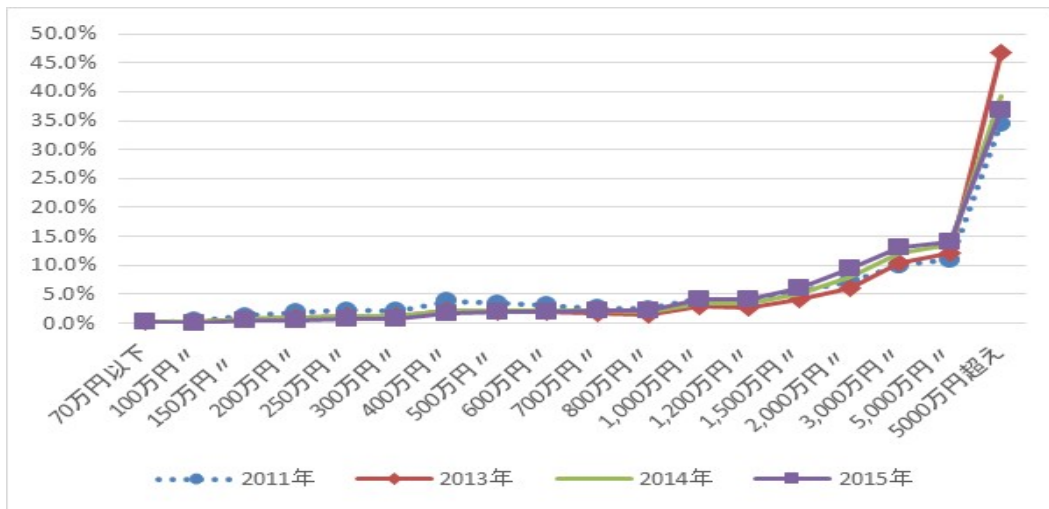
図 1-5 は、2000 年から 2015 年までの、申告所得者の中での寄附金控除の人員数と金額の推移を表した図である。第 1 縦軸は、人員数(人)、第 2 縦軸は、寄附金総額(100 万円)をとっている。まず、寄附金控除の利用人員数を見てみると、2011 年をピークに上昇しており、2012 年は例年並みの水準に戻ったものの、その後、2013 年、2014 年と増加傾向にあることがわかる。次に、金額を見てみると、2000 年から 2005 年にかけて、また、2006 年から、2010 年にかけては、減少傾向にあることがわかった。



出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>(閲覧日 2017年5月27日)より作成。

図 1-6 2011、2013、2014、2015 年における寄附金控除の階級別人数シェアの推移

図 1-6 は、2011、2013、2014、2015 年における、寄附金控除の階級別の人員シェアの推移を表したものである。計算方法は、分子に各階級の寄附人数、分母に寄附人数の合計をとっている。2011 年を見てみると、所得 400 万円以下の層が最も多く、10.4%となっており、他のどの階級、どの年と比べても割合が最も高いことがわかる。また、先ほどの図 1-4 と比較して分かる通り、所得 70 万円以下の層から所得 500 万円以下の層まで、2011 年が最も人数シェアが高いことがわかる。さらに、どの年においても、小さな山ができており、所得 400 万円以下の層、所得 1000 万円以下の層、所得階級 3000 万円以下の層がその部分に位置している。また、所得階級 3000 万円以下の層から、その後の 5000 万円以上の層までにおいては、2011 年のシェアが減少している。そこで所得 5000 万円超えの層において、2011 年の図 1-4 の日本の寄附金控除の利用人数割合の推移と図 1-6 の同年のシェアを比較すると、図 1-4 では、利用人数割合は他の年に比べ増えているものの、図 1-6 の人数シェアは減少している。これは、高所得者よりも低所得者の方がシェアが高いため、低所得者側にシェアがひっぱられた結果、マイナスになっていると思われる。

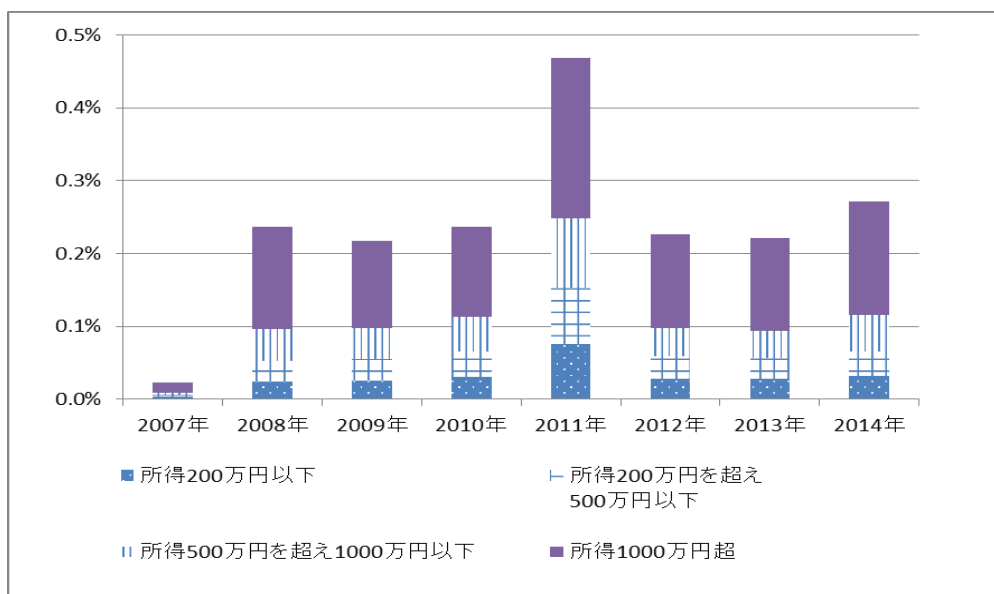


出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査

(<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>)(閲覧日 2017年5月27日)より作成。

図 1-7 2011、2013、2014、2015 年における寄附金控除の階級別金額シェアの推移

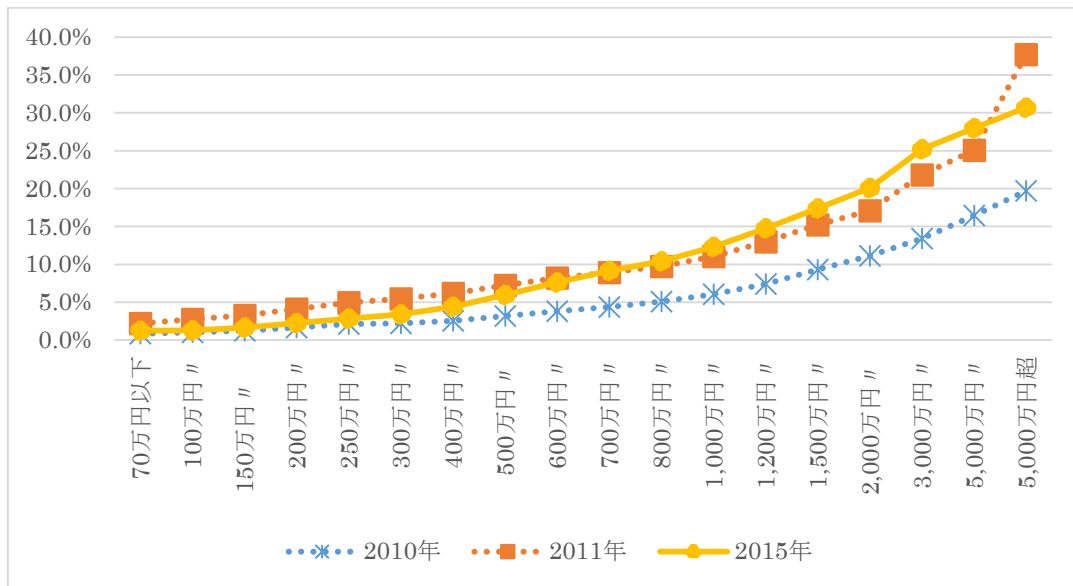
また図 1-7 は、階級別の金額シェアの推移である。所得階級が 70 万円以下の層から所得階級が 5000 万円超えの層まで年による変化はほとんど見られない。そこで、図 1-7, 図 1-8 を比較したいと思う。例えば、所得階級 200 万円以下の層を見てみると、まず金額シェアでは、どの年においても、金額は、同じ水準である。しかし、人員シェアを見てみると、年毎にばらつきが出ている。つまり、寄附金額におけるシェアは変わらないものの、寄附人員については、年が進むにつれ減少している。これは、一人当たりの寄附金額が減っていることが原因だと思われる。



出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhyohon/top.htm>(閲覧日 2017年5月27日)より作成。

図1-8 納税者全体における所得階級別の寄附金制度の利用率

図1-8は、国税庁の『申告所得税標本調査』の第1表、総括表、第3表、所得控除表をもとに、日本全体の納税者における、寄附金制度の利用率を所得階級別に計算した。所得階級は、給与所得①200万円以下、②200万円を超え、500万円以下、③500万円を超え、1,000万円以下、④1,000万円超と所得区分を決め、2007~2014年までの推移を見てみることにした。図を見てわかることは、どの年においても、所得1,000万円超の寄附金制度の利用率が高く、約50%を占めており、高所得者層の寄附金控除制度の利用率が高いことわかる。2011年においては、階級別の利用率は、他の年に比べ大幅に上昇している。特に、所得200万円以下の層においては、約2.5倍上昇していることがわかる。これは、東日本大震災において、支援を行う方法の一つとして、寄附活動に対する注目が高まったため、今までに寄附を行っていなかった人々が、寄附活動を行ったことが原因と思われる。また、2012年には、利用率が例年通りに戻ったが、2013年以降は、ふるさと納税制度に対する関心の高まりもあり、徐々に利用率が増えていることがわかる。



出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>(閲
 覧日 2017年5月27日)より作成。

図1-9 所得階級別の寄附金納税者数割合の推移

図1-9は、国税庁の『申告所得税標本調査』の第3表、所得控除表をもとに作成した、寄附金税制に関して税制改正があった、2010年、2011年、2015年における、階級別の寄附金納税者数割合の推移である。計算方法は、分母に、階級別の合計所得者数、分子に階級別の寄附金控除利用者数をとって計算している。2011年を見てみると、所得が5,000万円を超の層においては、他の2010年、2015年に比べて最も高いことがわかる。つまり、東日本大震災の影響により、所得5,000万円超の寄附人数の割合が大きかったことが分かった。また、2015年においては、2011年と同じ割合でありながら、所得2,000万円の層または、所得3,000万円の層においては、所得階級においては、階級が上がるごとに、納税者割合が増えていき、所得5,000万円超の部分で最も割合が高いことが分かる。

1-2 日本における寄附金と寄附金税制の税法上の分類

寄附金は大きく分けると、法人税と所得税の分野に分類されるが、本論文は、所得税について述べているため、法人税については比較部分のみ見ていきたいと思う。

まず法人税に対する寄附金であるが、法人税法 37 条 7 項によると、「寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与……における価額によるものとする」としており、公益的な目的に限らず、広い意味で寄附金の定義が決められていることがわかる。

それに対し、所得税法では、寄附金という定義が存在しないため、寄附金控除についての条文を見ていく。そもそも所得税は国税通則法第 15 条第 2 項第 1 号によると、「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に得た所得を課税対象期間として、課される税」であると書かれている⁵。つまり、この課税対象期間から算出された所得から寄附金控除その他の控除が行われるということである。では、所得税法によると、寄附金控除は 78 条に位置しており、78 条には、「居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額） 二 二千元」と書かれており、ある者が、特定寄附金を支出した場合、特定寄附金の中でも、第一号に書かれた金額から、第二号に書かれた金額を差し引いた分が控除されるのである。また金子(2017)によると、寄附金控除は「…以上の控除とは異なり、公益的事業への個人の寄附を推奨とすることを目的としており、その意味で一種の特別措置である」と述べている⁶。

また寄附金控除の条文は地方税法においても記載があり、地方税法 37 条の 2 では、「道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額……の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額……をその者の……所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする 一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金など」となっている。つまり寄附金控除の条文は、所得税法、地方税法の 2 か所に掲げられているの

⁵ 国税通則法第 15 条第 2 項第 1 号「納税義務は、次の各号に掲げる国税……については、当該各号に定める時……に成立する。所得税……暦年の終了の時」。

所得税法第 21 条「各種所得の金額の計算の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する」

⁶ 金子(2017) p.189 より引用。

である。

ここまで法人税法との比較において所得税法についての寄附金の税法上の分類を見てきたが、では、所得税法において寄附、寄附金の定義というものが存在するのかが問題である。現行法を見てみると所得税法ではなく、冒頭でも述べた通り、法人税法第37条第7項に寄附に関する条文が存在している。そこで、学者の意見を見ることで、先例的な判断を元に、寄附の意味について考えたいと思う。寄附とは、藤谷(2015)によると、「単純な贈与ではなく、『特定の目的に向けられた信託的な財産の譲渡』」という考え方が一般的であると述べている⁷。つまり、贈与の中でも、特定の何かしらの目的に対しての譲渡の場合でない限り、寄附には認められないのである。寄附金の定義についてはどうだろうか。国税庁ホームページによると、「寄附金とは、金銭や物品などを贈与した場合、その対象は、寄附金や交際費に分類される。その中で、どの費用が寄附金に当たるのかは、個々の実態をよく検討して判断しなければならない」と述べている⁸。

たとえば、寄附金には、拠出金、見舞金なども寄附金に含まれる。一方、交際費には、得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用が含まれることになっており、項目ごとにそれぞれ判断していかなければならない。よって、先ほどの寄附の定義では、特定の目的に向けられたものであるという定義が存在しており、寄附金の定義では、具体的な内容が羅列されたものとなっている。

そこで、このような寄附、寄附金を含めた寄附金税制は、本論文では、藤谷(2016)による「何らかの公益目的実現を存在意義とする公私の組織に対して、私人が無償で財貨を提供(寄附)した場合に、寄附を行った私人の税負担を特別に軽減させる制度」という先ほどの、寄附や寄附金の定義を踏まえた意味で用いていくこととする⁹。

⁷ 藤谷(2016)p33.より引用。

⁸ 国税庁タックスアンサー「<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5262.htm>」(閲覧日2017年9月22日)を参考に作成。

⁹ 藤谷(2016)p37.注釈より引用。

1-3 寄附金税制とふるさと納税の仕組み

1-3-1 寄附金税制の仕組みについて

ここでは、寄附金税制の仕組みについて見ていきたいと思う。寄附金控除の方法としては大きく二つに分かれており、所得控除と税額控除が存在している。そこで、所得控除と税額控除の違いについて説明していきたいと思う。所得控除とは、所得額から、控除分の金額を差引いた後、所得税率を掛けて計算する制度のことで、限界税率に依存して税率が変化する制度になっている。税額控除とは、所得額から、所得控除額分を差し引き、所得税率を掛けた後、さらに税額控除を差し引くもので、所得(限界税率)に依存せず、一律にかかる税率で計算が行われるのである¹⁰。

つまり、寄附金控除の場合においての、所得控除・税額控除の違いは、計算上の所得税率を算出する過程において、所得控除を差し引く計算過程が違うということである。そのため、最終的な計算結果において、減税額は変わってくるのである。では、詳しくそれぞれの計算方法について見ていきたいと思う。

表 1-3-1 寄附金控除の計算方法について

	計算方法	限度額
所得控除	(特定寄附金額-2,000 円)×所得税率	その年分の総所得金額等の40%相当額が限度
税額控除	認定 NPO 法人等寄附金特別控除: (その年に支払った認定 NPO 法人に対する寄附金 ¹¹ -2,000 円)×40%	その年分の所得税額の25%相当額が限度
	公益財団法人等に対する寄附金控除: (その年に支払った公益財団法人に対する寄附金-2,000 円)×40%	その年分の所得税額の25%相当額が限度

出典：国税庁ホームページ タックスアンサー

(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>)

(閲覧日 2017 年 11 月 19 日)より作成。

表 1-3-1 は、寄附金控除の計算方法とその限度額を分類分けしたものである。まず初めに、所得控除であるが、(特定寄附金額-2,000 円)×所得税率(現在は5%~45%)で計算することができ、限度額は、その年分の総所得金額等の40%相当額となっており、限度額を設定する理由は、昭和 48 年税調答申によると「控

¹⁰ 国税庁によると、所得控除の目的は、「所得税額を計算するときに各納税者の個人的事情を加味しようとするため、また、各納税者間で課税の公平性に基づかせるため」と述べている。

¹¹ 「その年中に支払った認定 NPO 法人等寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度となっている。

除割合をあまり高く定めると、国に納付すべき税金の用途を個人の意志に委ねる結果となる。」と述べている¹²。次に、適用下限額は、2,000円となっている。このような適用下限額を決めている理由としては、昭和37年税制調査会答申集によると「あまり少額のものまで控除の対象とすることは、税務行政の手続的な面でも問題があり、また、この種の控除を認めるためには、適正な控除を行うための要請として当然寄附金の支出先団体の寄附金に関する証明を添えることが必要になると考えられるが、少額の寄附金についてまでいちいち証明書を必要とする制度を設けることも実情にそわないと思われる。」と述べている¹³。ちなみに、寄附金控除として控除することができる特定寄附金とは、次のいずれかにあてはまるものをいう。

(1) 国又は地方公共団体(中略)に対する寄附金(所得税法第78条2項第1号)。
ただし、学校の入学に関して寄附は除く。

(2) 指定寄附金：公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金(中略)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして、政令で定めるところにより、財務大臣が指定したもの(同上第78条2項第2号)。

1. 広く一般に募集されること。
2. 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

(3) 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第217条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金((1)及び(2)に該当するものを除く。)なお、所得税法施行令第217条で定めるものとは、次の法人をいう(以下、「特定公益増進法人」と呼ぶ)。

イ 独立行政法人

ロ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの

ハ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

ニ 公益社団法人及び公益財団法人

ホ 民法34条の規定により設立された法人のうち一定のもの及び科学技術の研究などを行う特定法人¹⁴

ヘ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

¹² 昭和48年税制調査会答申集 p.10 より引用。

¹³ 昭和36年税制調査会答申集 p.570 より引用。

¹⁴ 旧民法法人の移行登記日の前日までに寄附した場合に限られる

ト 社会福祉法人
チ 更生保護法人

(4) 居住者が、特定公益信託(中略)のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭(同上第 78 条第 3 項)¹⁵。

(5) 政治資金規正法(中略)に規定する政治活動に関する寄附や政党等に対する寄附金(租税特別措置法第 41 条の 18)。

(6) 認定特定非営利活動法人等(認定 NPO 法人)に係る事業に関連する寄附(同上第 41 条の 18 の 3)

認定 NPO 法人の適用基準は内閣府 NPO ホームページによると、

- 1.パブリック・サポート・テスト(PST) に適合すること(仮認定は除く。)
 - 2.事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
 - 3.運営組織及び経理が適切であること
 - 4.事業活動の内容が適切であること
 - 5.情報公開を適切に行っていること
 - 6.事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - 7.法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
 - 8.設立の日から 1 年を超える期間が経過していること
- さらに、これらに加えて、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由 に該当する NPO 法人は認定・仮認定を受けることができないとなっている¹⁶。

(7)特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額(同上第 37 条の 13,第 41 条の 19)

以上の一覧から見ればわかるとおり、所得税法や他の法律によって「特定寄附金」の内容が決められており、限定列举という形になっている。

次に税額控除についての寄附金控除額の計算方法は、認定 NPO 法人等寄附金特別控除、公益財団法人等に対する寄附金控除などがあるが、表を見て分かる通り、算出方法は同じである¹⁷。認定 NPO 法人等寄附金特別控除・公益財団法人

¹⁵ 特定公益増進法人と呼ばれている。

¹⁶ 内閣府 NPO 法人ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido>(閲覧日 2017 年 12 月 2 日)より作成。

¹⁷ このような税額控除は、地方税法第 37 条の 2 項による、「道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(中略)をその者の(中略)所得割の額から控除するものとする」がもととなっており、また、地方税法第 314 条の 7 項においては、「市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、(中略)所得割の額から控除

等に対する寄附金控除の計算方法は、(その年に支払った該当する寄附金額－2,000 円)×40%で算出される¹⁸。つまり、所得の大小に関係なく、一律に課されるのである。このように二つの控除方法があるが、どの方法を選択するのが最も節税額が大きくなるのか、ここで、例えば給与所得が 600 万円、認定 NPO 法人への寄附金額 1 万 2000 円の独身者の家計を考えることとする。

表 1-3-2 所得控除と税額控除を利用した時の所得税額の違い

	寄附控除額	総控除額	課税所得	税率表に当てはめた結果	所得税額
所得控除を利用した場合	(1 万 2,000 円-2,000 円)×20%=2000 円	基礎控除額:38 万円 給与所得控除額:174 万円 寄附控除額:2,000 円 →合計額:212 万 2,000 円	600 万円-212 万 2,000 円=387 万 8,000 円	34 万 8,100 円	34 万 8,100 円
税額控除を利用した場合	(1 万 2,000 円-2,000 円)×40%=4,000 円	基礎控除額:38 万円 給与所得控除額:174 万円 寄附控除額:4,000 円 →合計額:212 万 4,000 円	600 万円-212 万 4,000 円=388 万円	34 万 8,500 円	34 万 8,500 円-4,000 円=34 万 4,500 円

出典：国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>)(閲覧日 2017 年 9 月 22 日)より作成。

表 1-3-2 をみると、まず、所得控除の場合、寄附金控除額は、(1 万 2,000 円－2,000 円)×20%=2,000 円、つまり控除額は 2,000 円分となる。そこで控除額は、基礎控除額：38 万円、給与所得控除額：174 万円に、寄附金控除額 2,000 円分を足し合わせた、212 万 2,000 円となる。つまり課税所得は、387 万 8,000 円となるため、所得税の税率表に当てはめると、所得控除方式を採用したとき時の所得税額は、34 万 8,100 円となる。

次に、税額控除の場合、寄附金控除額は(1 万 2,000 円－2,000 円)×40%＝

するものとする。」となっている。

¹⁸ 地方税法第 37 条の 2 項に「当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（中略）からの申出があった場合において適切と認められるとき」と記載されている。

4,000 円、つまり控除額は 4,000 円分となる¹⁹。ここで、基礎控除額：38 万円、給与所得控除額：174 万円を給与所得から控除すると、課税所得は 388 万円となる。そこで所得税の税率表に当てはめると、34 万 8,500 円と計算できる。ここから、税額控除分 4,000 円を差し引くと、税額控除方式を採用したとき時の所得税額は、34 万 4,500 円となる。つまり、所得税額は、所得控除より税額控除の場合のほうが、低くなるため、このモデルケースにおいては、税額控除方式を選択するのがベストということになる。では、税額控除ではなく、所得控除を利用した場合に、所得税額が少なくなるのは、どのようなモデルケースの場合なのか。

給与所得が 600 万円の場合は、区分は、20%になるため、寄附控除額は税額控除よりも所得控除額の方が少なくなっている。そのため、税額控除の 40%を超えるような区分が存在すると、所得控除の方が寄附控除額が多くなるのである。そこで、現在の税率表を見てみると、2015 年以降においては、所得金額が 4000 万円を超える場合は、税率が 45%となっており、このような所得階級においては、所得控除のほうが控除額は増えるのである。

1-3-2 ふるさと納税の仕組みについて

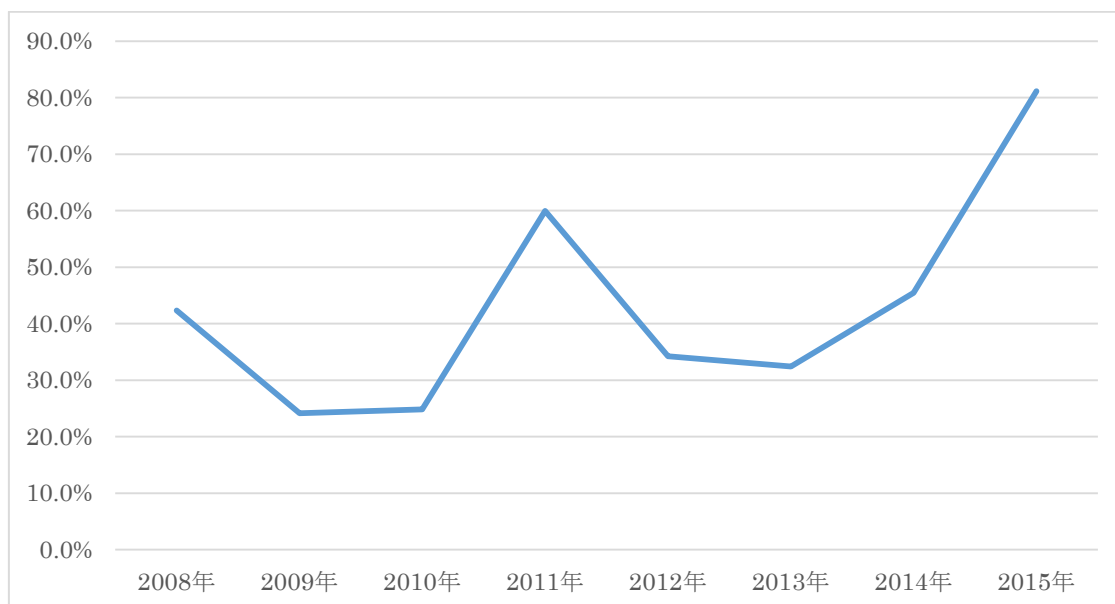
ふるさと納税の仕組みに入る前に、現状からみていきたいと思う。総務省「2007 年 10 月ふるさと納税研究会報告書」によると、ふるさと納税制度は、2007 年 5 月の総務大臣の問題提起から始まった。ふるさと納税の意義は、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というものである²⁰。この制度は、設立当初から反響を呼び、本論文の p1.の図 1-1 のように他の寄附金に匹敵する額が集まっていることが見て取れる。

では、そもそも、ふるさと納税に国民の関心が集まった理由は何なのか。それは、「ふるさと納税研究会報告書」では、少なくとも 3 つあると述べている。1 つ目は、「自分の意思納税先を選択するとき、納税者はあらためて、税というものの意味と意義に思いをいたすであろうし、それこそは、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。」といった納税者の選択である。2 つ目は、「「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、こうした「ふるさと」の大切さ、自分たちの生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝、そして育ててくれた人々への恩返し・・・それこそは・・・「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる」といった「ふるさと」の大切さである。最後に「「ふるさと納税」が実現すれば、「納税」を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力をおおいにアピールする必要がある」といった自治意識の進化である。これら 3 つの理由に加えメディアの報道によりふるさと納税に関心が集まったもの

¹⁹ 今回の例では、認定 NPO 法人に寄付を行ったものとする。

²⁰ 総務省ホームページ「2007 年 5 月ふるさと納税研究会報告書」 p.1 より引用。

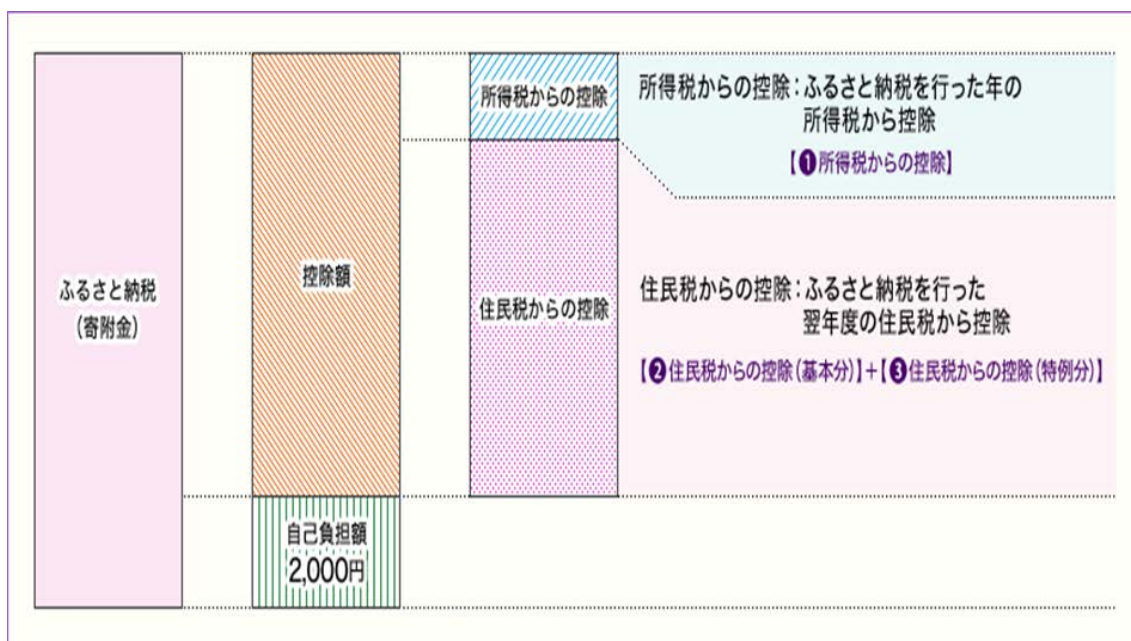
だと思われる。では、どのように関心が集まったのか実際の値の変化を見てみたいと思う。



出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/mechanism/about.html) (閲覧日 2017年6月14日)より作成。

図 1-3-1 寄附金合計額に占めるふるさと納税の割合

図 1-3-1 は、ふるさと納税の制度が施行された当初の 2008 年から、2015 年までの寄附金合計額にしめるふるさと納税額の割合を示したものである。2008 年当初は 42.3%であり、4 割を占めていた。2009、2010 年と、寄附金合計額に占める割合は、24.2%、24.8%と 2008 年に比べ約 2 分の 1 に減少したものの、2011 年には、東日本大震災による寄附の増加により、60%にまで到達している。その後、2012 年においては、2011 年の反動もあり、第 1 章の総額の推移を見ていただいたらわかる通り、総額とともにふるさと納税額も減少している。しかし、2013 年度以降は、ふるさと納税に関する興味の高まりを受け、2015 年に関しては、81.1%にまで上昇している。



出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/mechanism/about.html)

(閲覧日 2017 年 6 月 4 日)より引用。

図 1-3-2 ふるさと納税の控除額の計算

ふるさと納税の基本的な仕組みとしては、都道府県・市町村・特別区に対する寄附金のうち、自己負担額である 2,000 円を超える部分について、限度額いっぱいまで所得税もしくは、住民税から控除するという制度である。では控除額の計算について順序を追ってみていきたいと思う。一つ目としては、所得税からの控除である。図 1-3-2 を見てみると、寄附金控除の所得控除の方法と同じく、寄附金額がふるさと納税額に変わったただけであり、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}(5 \sim 45\%)$ である²¹。また、上限は総所得金額の 40% が限度となっている²²。住民税からの控除(基本分)は、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ で計算できる。また、上限は総所得金額の 30% が限度となっている。次に、住民税からの控除(特例分)は、住民税所得割額が一定額を超えた場合、計算方法が変化するため、個別にみていく。まず、住民税からの控除(特例分)が住民税所得割額の 2 割未満の場合は、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times \{100\% - 10\%(\text{基本分}) - \text{所得税率}(5 \sim 45\%)\}$ となる。これは、今までの章でもみてきた、所得控除では控除しきれなかった部分を特例部分で補っている制度だといえる。また、住民税からの控除(特例分)が住民税所得割額の 2 割以上の場合、住民税所得割額 $\times 20\%$ となり、実質負担額は 2,000 円ではなくなっていることがわかる。

²¹ 平成 28 年 4 月 1 日現在の法令等を参照。

²² 2037 年度までは、所得税の税率は復興特別所得税を加えた額となっている。

このように住民税所得割額に制限をつけている理由としては、年収の低い低所得者はもともと負担している税額が少なく、還付すべき税額が存在しないためである。ここで認定 NPO 法人等に対する寄附の控除方法と比較すると、寄附金額所得控除、税額控除どちらのいずれの方式であっても、必ず寄附者の自己負担は増加していくのに対し、ふるさと納税制度には特例部分が存在するために、ある一定の範囲までは寄附金額を増加させても、自己負担額は 2,000 円のままですんでしまう制度となっている。このような違いがある理由として橋本・鈴木・木村・小川・吉田(2017)では「既存の寄附金税制は、納税者による寄附を促進するために、寄附の一定割合を政府が補助するという考え方に沿って構築されている。これに対してふるさと納税制度は、寄附金税制の仕組みの一部を借用しているものの、納税者が自分の税を納税する地域を自分で選択できるようにすることを目的としている。」といった、寄附金制度の制度趣旨が違うためであると述べている²³。

次に図 1-3-2 を見てみると、ふるさと納税を使用する場合、通常の寄附金控除に比べ、③の特例部分が例外的に制度として保障されている。つまり、1-3-1 と同じ例を使用した場合、ふるさと納税を 1 万 2,000 円分寄附した場合、所得控除や税額控除と違い、自己負担分 2,000 円を除いた 1 万円分が控除されるのである²⁴。

表 1-3-3 ふるさと納税における本人の給与収入と自己負担額の計算

本人の給与収入	独身者世帯		夫婦子ども 2 人世帯 ²⁵	
	5 万円寄附	10 万円寄附	5 万円寄附	10 万円寄附
300 万円	20,450	62,897	27,550	69,997
400 万円	8,650	51,097	15,750	58,197
500 万円	2,000	33,097	2,250	44,697
600 万円	2,000	20,094	2,000	26,694
700 万円	2,000	2,000	2,000	12,894
800 万円	2,000	2,000	2,000	2,000
900 万円	2,000	2,000	2,000	2,000
1,000 万円	2,000	2,000	2,000	2,000

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/mechanism/about.html (閲覧日 2016 年 6 月 26 日)より作成。

表 1-3-3 では、ふるさと納税における本人の給与収入と控除額を計算したもの

²³ 橋本・鈴木・木村・小川・吉田(2017)p.73.より引用。

²⁴ ふるさと納税は認定 NPO 法人等に対する寄附金における控除と同じく、地方税法第 37 条を根拠にしている。

²⁵ 子どもは中学生以下(16 歳未満)、妻は専業主婦としている。

を表にしている。所得の階層が上がっていくにつれ、自己負担額が減少していき、最低限の 2,000 円まで減少している。また、例えば、給与収入 500 万円の層において、5 万円分の寄附を行った場合、独身者世帯、夫婦子ども 2 人世帯の自己負担額は、それぞれ 2,000 円、2,250 円と計算できるので、夫婦子ども 2 人世帯のほうが、250 円分負担額が多くなるのである。

では、独身者世帯、夫婦子ども 2 人世帯において、本人の給与収入における寄附金控除が 2000 円で済む場合とはどのようなものなのか。計算したものが以下の表である。

表 1-3-4 ふるさと納税における自己負担額が 2000 円で済む場合について

	独身者で自己負担額が 2,000 円で済む場合	夫婦子ども 2 人世帯で自己 負担額が 2,000 円で済む場合
本人の給与 収入		
300 万円	28,200	19,900
400 万円	42,100	33,800
500 万円	61,000	49,700
600 万円	77,300	69,000
700 万円	108,200	86,300
800 万円	129,700	120,200
900 万円	151,300	141,800
1000 万円	176,300	166,800

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html(閲覧日 2016 年 7 月 29 日)より作成。

このように、計算方法に当てはめた結果、本人の給与収入によって、独身者の場合、夫婦子ども 2 人世帯の場合のそれぞれ、自己負担が 2,000 円で済む場合が計算できる。やはり、どの階層においても、2 自己負担額が 2,000 円で済む寄附金額は、独身者のほうが多いことがわかる。

1-4 寄附金税制の沿革

ここまでは、寄附金税制についての計算方法についてみてきた。この計算方法は、控除制度設立当初から同じであったわけではなく、税制改正を経ながら変化している。そこで、ここからは、寄附金控除の対象範囲や計算方法などがどのように変化していったのか、変遷を見てみたいと思う。

表 1-4-1 寄附金控除の 1962 年から 2001 年度までの変遷

	控除対象となる寄附金	控除方式	控除の上限	適用下限
1962 年	特定寄附金の範囲 ・国または地方公共団体への寄附金 ・指定寄附金 ・試験研究法人等への寄附金	寄附金額の 20% を控除する 税額控除の導入	所得金額の 10%	所得金額の 3% または、30 万円のうち低い方
1964 年	公益法人の設立のために なした寄附金その他の公益法人の設立前において なした寄附金	寄附金額の 30% を 税額控除	所得金額の 20%	
1966 年	「日本赤十字社」に対する寄附金		所得金額の 30%	
1967 年	なし	寄附金控除制度を 所得控除に変更	所得金額の 15%	所得金額の 3% または 20 万円のうち低い方
1968 年				10 万円
1973 年				
1974 年				
1976 年	政治活動に関する寄附金		所得金額の 25%	1 万円
1988 年	特定公益増進法人 ←試験研究法人等			
2001 年	認定 NPO 法人への寄附			

出典：DHC コメントール所得税法を参考に作成。

日本における寄附金税制の歴史は、戦後までさかのぼり、1962年の税制改正から始まる。このとき、はじめて、所得税において個人の寄附金控除が認められた。それまで日本では、法人税法では指定寄附金や試験研究法人等に対する寄附金などは認められていたが、所得税での寄附金控除は以下の理由において認められていなかった。「①個人の寄附金は、所得の任意処分性が強いこと。②所得税は累進税率の構造をもっていることに加えて、寄附金の現状より考えて、このような制度は、高額所得者に対する特殊の減税に偏する嫌いがあること、③個人寄附金については、ある程度の弊害が伴う恐れがあること等の理由から設けられていなかった(原文ママ)。」このため、寄附金控除は認められていなかった²⁶。しかし、1962年に改正され、寄附金の控除として税額控除が初めて認められた²⁷。その理由としては、「①民間の寄附に期待している事実が相当にあること。②欧米における公益事業等に対する寄附の慣行も、各国の税制上の措置に裏付けられている点が大いこと。③個人寄附金について控除制度を設けることに伴う難点も、控除の方法等に工夫を施すことによつて(原文ママ)解決できること。」などである²⁸。その中身としては、特定寄附金から始まり、一つ目に、国または地方公共団体への寄附金、二つ目に、指定寄附金、三つ目に、試験研究法人等への寄附金(現在における特定公益増進法人)といったかなり広い範囲によるものであった。

その後、1962~1964年にかけては、控除方式や控除の上限などの変更がなされつつ、寄附金控除の対象範囲の拡張も行われた²⁹。次に、1967年に税額控除から所得控除に変更された。その理由としては、「税額控除の算定方式が複雑であり、所得の多寡にかかわらず軽減割合が一定であることが寄附者にとって評判が良くなかった」と述べている³⁰。また、1976年には、政治活動に関する寄附金、1987年には、一定の特定公益信託財産とするために支出した金銭、2001年には、認定NPO法人への寄附も控除の対象となる寄附金として追加されることとなった。次に控除方式としては、1962年当初は、寄附金額の20%の税額控除のみが採用されていたが、1964年に改正され、30%まで引き上げられた。また、適用下限額の変更も行われている³¹。

²⁶ DHC コメントール所得税法 p.4782 より引用。

²⁷ 昭和37年所得税法第15条の6「居住者が特定寄附金を支出した場合において、その支出した額が、その者の総所得金額、・・・の合計額の100分の3に相当する金額(その金額が30万円をこえる場合には、30万円)をこえるときは、その者・・・所得税額から、そのこえる部分の金額(その支出した金額が当該合計額の100分の10に相当する金額をこえる場合には、当該100分の10に相当する金額をこえる部分の金額を控除した金額)に100分の20を乗じて計算した金額を控除する。」

²⁸ DHC コメントール所得税法 p.4782 より引用。

²⁹ 1964年には、公益法人の設立のためになした寄附金その他の公益法人の設立前においてなした寄附金などがある。

³⁰ DHC コメントール所得税法 p.4786 より引用。

³¹ DHC コメントール所得税法 p.4799 より引用。

表 1-4-2 寄附金税制とふるさと納税制度の改正点と内容

	寄附金税制の導入・改正点	内容
2005年	総所得の限度額の変更： 総所得の 25%→30%	その年に支出した特定寄附金の合計額(総所得の 30%相当額(改正前 25%が限度額)－10,000 円
2006年	適用下限の変更： 10,000 円→5,000 円	その年に支出した特定寄附金の合計額(総所得の 30%相当額)が限度額－5,000 円(改正前 10,000 円)
2007年	総所得の限度額の変更： 総所得の 30%→40%	その年に支出した特定寄附金の合計額(総所得の 40%相当額(改正前 30%)が限度額－5000 円
2008年	ふるさと納税制度の導入	下限額の水準を 5000 円、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の約 1 割に設定。
2010年	適用下限の変更： 5000 円→2000 円	(その年に支出した特定寄附金の合計額(総所得の 40%相当額)が限度額)－2000 円(改正前 5000 円)
2011年	ふるさと納税制度の改正① 寄附金税制の所得控除と税額控除の選択制の導入 ³²	下限額の水準を 2000 円(改正前 5000 円)に変更
2015年	ふるさと納税制度の改正② ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入	個人住民税の特例控除額の上限を所得割額の 2 割(改正前 1 割)に拡充

出典：財務省ホームページ、総務省ホームページ、内閣府ホームページ
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/backnumber.htm
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/0804302_kojin.html(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2011/23zen1kai.html>)(閲覧日 2017 年 12 月 16 日)
より作成。

現行の寄附金税制は、今に至るまでに、多くの改正を経てきた。そこで、改正点や内容に触れたいと思う。表 1-4-2 は、寄附金税制とふるさと納税の改正点や内容を、表にしたものである。まず、2005 年・2007 年には、総所得の限度額の変更が行われている。これは、総所得の限度額を広げることによって、高所得者層の資産を取り崩し、寄附を促そうとする狙いのためである。さらに、2006 年・2010 年には、適用下限の変更が行われている。この変更においては、財務省としては、税収面でロスにはなるものの、寄附金税制を多くの人に活用させたいと

³² 認定 NPO 法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため

いう意味が込められている。次に、ふるさと納税制度についてだが、そもそも制度としては、2008年に開始されているため、近年において多くの改正が行われている。例えば、2010年の寄附金税額控除の適用下限の2000円への変更は、2011年のふるさと納税制度にも適用されているのである。

表 1-4-2 ふるさと納税の改正点についての変遷

	適用下限額	所得税の控除額	個人住民税の控除額	
			(基本分)	(特例分)
2008年	5,000円	(ふるさと納税額 －適用下限額) ×所得税率(5～ 45%)	(ふるさと納税額 －適用下限額) ×住民税(10%)	住民税所得割額 の1割を限度
2011年	2,000円			
2016年	2,000円			住民税所得割額 の2割を限度

出典：所得税法第314条、地方税法第37条を参考に作成。

この表は、ふるさと納税の改正点のみを抜粋したものである。まず、2008年にふるさと納税が開始された当初は、適用下限額は5,000円であった。しかし、より多くの人に対して寄附を促すために、2011年に適用下限額が2,000円に引き下げられた。また、2016年における改正では、適用下限額の変更はなかったものの、個人住民税の控除額である特例分つまり、住民税所得割額の限度額を1割から2割に変更するという改正を行った。

1-5 日本における寄附金税制の問題点

このように、寄附金税制、ふるさと納税ともに、多くの改正を経て今日に至っていることが分かった。このような制度改正を経ることで問題点はなくなっていったのかというとそうではない。そこで、現在も残っている問題点を整理したいと思う。

まず1つ目として、寄附金そのものが課税対象から除外されているということが問題だということである。1976年のアメリカのファイラー委員会の報告によると、「寄附金税制の理論的根拠は、個人所得のうち公益活動のために寄附される金額は、寄附者の個人的な利益や蓄財に向けられるものではなく、公共的に使用されるものであるから課税所得から除外すべき」としている。しかし、この考えに批判的な意見も存在しており、橋本・本間(1986)では、「寄附をすることは、消費者の選択の結果であり、個人の他の出費と異なる扱いをしてはいけない」

という述べている³³。

2つ目としてタックス・エクスペンディチャーの一面がある点である。タックス・エクスペンディチャー(tax expenditure)とは、日本語では、租税支出のことで、所得税や法人税などに見られる隠れた補助金のことである。山内(1997)は「政策的に意図して税収を減少させることを租税支出と呼んでいる」反対の意味としては、普通の財政支出として、トラディショナル・エクスペンディチャー(traditional expenditure)が存在している。これを寄附金の制度に当てはめると、政府が寄附金控除制度という減税を認めることにより、税収のロスが生じ、最終的には、寄附行為に対し、事実上の補助金を与えることになるというものである。この予算のうちの経費に計上されない。つまり、明確にコストが意識されずに容易に使われすぎている点に問題がある。橋本・本間(1986)では、「寄附金控除制度は政府による補助金政策の一形態に過ぎない」と述べている³⁴。

3つ目として、寄附金税制の効率性が満たされていないといった問題である。山内(1997)によると「寄附促進税制による税収減以上に寄附支出が増加していなければ、寄附優遇税制は効率性の観点から正当化されない」と述べている。例えば、寄附優遇税制により税収が1万円減少したとき、寄附額が1万円以上増加しない限り、寄附優遇税制の実施は望ましくないということである。つまり、寄附支出から税収減額を引いた実質的な寄附額が増えていなければならない。しかし、ふるさと納税が近年多く利用されており、集まった寄附額が返礼品への費用に使われている現状があるため、先ほどの実質的な寄附が減っている可能性があり、実際に寄附の効率性が満たされていないのではないかという問題がある。

4つ目に高所得者への優遇措置の効果があることである。所得控除方式をとると、所得税の累進税率表を反映することになるため、高所得者の寄附に対し有利に働いてしまう。例えば、1万円の寄附を行ったとし、高所得者層の限界税率が50%、低所得者層の限界税率が10%だとしたとき、高所得者層は、もし寄附をしなければ限界税率が50%なので、半分の額の5,000円分が控除対象となり実質価格が5,000円まで下がってしまう。つまり、実質的には、5,000円分の費用しか払っていないことになる。同様に、低所得者層においては、限界税率が10%なので、9,000円が実質価格となり、残りの1,000円分が軽減分となるのである。

このような税負担の変化まで含めた実質的な価格のことを山内(1997)は、「租税価格」と呼んでいる³⁵。つまり、限界税率が高い高所得者ほど有利な政策になっている。そもそも寄附金控除とは、寄附を促進させるために一部控除を行うといった制度なため、高所得者ほど寄附を行っていれば、優遇効果があったとしても寄附金税制の制度趣旨は満たされている。では、ここでふるさと納税と比較し検討してみる。ふるさと納税は、先ほどの寄附金制度と違い、特例部分が存在しており、高所得者でも自己負担額2,000円で済む寄附を増やすほど控除が増え得な制度になっている。そのため、上限いっぱいまで寄附を行うため、節税手段として使われるようになっているため、ふるさと納税においては、控除額を設け

³³ 橋本・古田・本間(1986)p.126より引用。

³⁴ 橋本・古田・本間(1986)p.126より引用。

³⁵ 山内(1997)p.166より引用。

ることによる寄附促進効果が発揮されているのかは怪しいのである。

次に先ほども触れたふるさと納税についての問題についてみたいと思う。一つ目としては、そもそも寄附という定義のもとで、ふるさと納税は、寄附に含まれるのかという問題である。小西(2016)によると「ふるさと納税には、他の寄附と違い返礼品が存在する。寄付の定義には、「無償」の行為であるべきということが有力視されている。そのため、ふるさと納税制度は、寄附に含まれないのではないかという問題がある」と述べている³⁶。これは、寄附金税制を参考にふるさと納税制度を作っているものの、内容を考慮すると、寄附の意味から外れているのではないかということである。また、そもそも制度の趣旨を満たしていないという問題がある。藤谷(2016)によると、「ふるさと納税の制度趣旨は、ふるさと納税に協力することにより、その人のふるさとの助けになるという趣旨があるが、現在は、返礼品を貰うという目的が先に立ち、その結果の自治体間の競争により、制度の趣旨を満たしていないのではないかということである」とされている³⁷。

また、寄附を真に必要としている団体と自治体との「競争」の是非が問題となっている。三角(2015)によると、「社会福祉法人や公益性の高い事業を行っている NPO 等は、徴税権を持つ自治体に比べ資金調達力に大きな差があり、一般的に寄附金に依存する割合が高いことが少なくない。寄附は資金提供主体における余剰資金の範囲内で行われるものであるとすれば、自治体が「ふるさと納税」を利用して多くの「寄附」を集めるようになるほどに、元々資金調達力で不利な立場にある民間団体への寄附の原資が浸食されることとなる。」と述べており、第一章の図 1-1 でも示した、2015 年におけるふるさと納税以外の寄附金については、このようなふるさと納税に注目が集まった影響で減少に転じたのではないかとと思われる³⁸。

³⁶ 藤谷(2016)p.34 より引用。

³⁷ 藤谷(2016)p.36 より引用。

³⁸ 三角(2015)p.71 より引用。

1-6.判例研究

ここまでは、寄附金税制の現状についてみた。そこでは、寄附金制度における税制改正の1つとして、上限額の拡大や縮小が行われていた。そこで本論文では、この限度額が問題となった裁判例を見ることで、所得税における寄附金控除の限度額が設けられている意味を理解したいと思う。この裁判は、平成元年に所得税更正処分等取消請求事件が訴えられ、平成3年2月26日、東京地方裁判所から平成5年2月18日まで行われた裁判である

平成5年2月18日最高裁判所（一小）判決（判例時報1451号106頁）³⁹

① 【事実の概要】

原告(X₁・X₂)らは、昭和61年1月30日、長野県南佐久郡八千穂村に対し、「八千穂日中青年の家」建設資金及び日中友好基金創設に充てる資金として、原告Aが8000万円、原告Bが4000万円をそれぞれ寄附（以下、この寄附を「本件寄附」という。）した。そこで、原告Aは、昭和61年分の所得税について、昭和62年3月14日、寄附金控除の額を8000万円とし、納付すべき税額を2400万円余とする確定申告（総所得金額185万円余、分離長期譲渡所得の金額1億7000万円余、寄附金控除以外の所得控除の額71万円余）をし、更に、昭和63年3月14日、寄附金控除の額を1億円余とし、納付すべき税額を3,000万円弱とする修正申告（分離長期譲渡所得の金額を2億2千万円余と変更した。）をした。ところが、被告(国税不服審判所長)は、同年6月29日、所得税法の規定に従い、寄附金控除の額を5500万円余とする更正及び90万円弱の過少申告加算税を賦課する旨の決定をした。そこで、原告X₁は、国税不服審判所長(Y)に対し、同年8月25日、寄附金控除の額は8000万円であり、納付すべき税額は3900万円余、過少申告加算税額は48万円余になると主張して審査請求を経て出訴に及んだ。

また、原告X₂もこれとほぼ同じ経緯をたどり出訴に及んでいる。

② 【争点】 所得税法78条の規定が、法人税法37条との対比で、憲法14条、84条に違反する無効な規定といえるか否か。

【平成3年2月26日東京地方裁判所】

【当事者の主張】

【原告】

1. 「法人の場合も、国又は地方公共団体に対する寄附金が、当然に事業経営に必要な経費や事業に関連する損金に該当するわけではない。それにもかかわらず、

³⁹ 原審東京地方裁判所平成3年2月26日判決（行集42巻2号278頁）、控訴審東京高等裁判所平成4年3月30日判決（行集43巻3号559頁）

法人税法が法人の国又は地方公共団体に対する寄附金の全額を損金に算入できることとしているのは、寄附の公共性、公益性に着目し、寄附を奨励しようとする立法目的によるものとしか説明できず、このような立法目的は、個人の寄附の場合も法人の寄附の場合も全く異なるところはないものというべきである。」

2. 「また、個人の場合にも、生活者という立場において、健康で文化的な最低限度の生活を営むための可処分所得を留保することが必要不可欠であることからすれば、寄附には自ずと内在的制約が存するのであって、この点においても、法人の場合と本質的な差異はない。」

3. 「被告は、個人の場合に寄附金について無制限の控除を認めると、この種の寄附金を多額に支出できる高額の所得者の課税所得が不当に減少し、これらの者に有利な制度となり、また、寄附金控除額の増大は納税額の減少を伴うので、本来国に納付されるべき税金の性質を持つ金員の使途を個人の意思にゆだねる結果となると主張するが、同様のことは法人にもそのまま当てはまるのであって、このことも個人と法人との間で取扱いに差異を設ける合理的理由にはなり得ない。」

4. 「そもそも、本件所得税法 78 条の規定が法人税法 37 条との比較で憲法に違反するか否かを審査するに当たっては、その立法目的との関係で、法人の寄附金については全額損金算入を認めながら個人の寄附金については控除限度を設けるという方法が、合理性と必要性とを備えており必要な限度を超える規制ではないといえるか否かが、慎重に審査されるべきである。」

【被告】

1. 「法人が寄附を決定するに当たっては、その是非、金額の多寡について取締役会等の機関決定を要し、その内容も、寄附金額の増大が株主、出資者の得るべき配当の減少をもたらすことから、株主、出資者に対して責任を負える妥当なものであることを要する等、寄附の是非、金額の多寡の決定に、自ずからなる制約が内在している。」

2. 「個人が支出する寄附金については、そもそも、事業所得等の必要経費として支出されるもの以外は、本来これを課税所得から控除すべき理由はなく、専ら、特定の寄附に対する奨励措置という立場から政策的にこれを控除することとされているに過ぎない。そして、この場合、無制限に控除を認めると、この種の寄附金を多額に支出できる高額の所得者の課税所得が不当に減少し、これらの者に有利な制度となり、また、寄附金控除額の増大が納税額の減少を伴うため、本来国に納付されるべき税金の性質を持つ金員の使途を個人の意思にゆだねたのと変わらないような結果が生ずることとなることから、個人のする寄附については、特定寄附金の支出の奨励措置という要請と調和を図りながら一定の控除限度額を設けることが必要とされるのである。更に、個人にあっては、法人の場合と異なり、寄附金を支出するか否か、支出する場合の金額をいくらとするかの決定が全く個人の任意にゆだねられているから、個人の寄附金について控除限度額を設けない場合には、これらの点について何らの制約も働かないこととな

り、前記のような内在的制約のある法人の場合と対比して衡平を失することになる。」

3.「法人税法の取扱いは、法人の寄附金については、控除限度額を設けず、その支出及び金額の決定をその法人内部の規定にゆだねることで足りるという判断に立って立法されたものであるのに対し、所得税法の取扱いは、個人の寄附金の場合は、法人の場合のような内在的な制約がないことから、外的制約として一定の控除限度額を定める必要があるとの判断に立って立法されたもの」

【判旨】 請求棄却

1.昭和 36 年 12 月 7 日付け税制調査会答申書によれば、社会的に必要な公益的寄付の奨励措置として、国及び地方公共団体に対する個人の寄附金について所得税からの控除制度を設けることには、次のようないくつかの問題点があることが認められる。

- ① この種の寄附金は、いわば個人の所得の処分としてされるものであるから、純粹の税制上の立場からすると、これを課税所得から控除するという理論的根拠に乏しい。
- ② この種の寄附金を多額に支出できる者は、實際上高額の所得者に限られるから、一部の高額所得者に有利な制度となるおそれがある。
- ③ 個人の寄附のその支出先団体に対する影響力は、概して法人におけるよりも大きくなりがちであり、種々の弊害も予想される。

2.また、昭和 48 年 12 月 21 日付け税制調査会答申書でも、所得税法 78 条 1 項の個人の特定期間寄附金の控除限度額の引上げの可否に関連して、総所得金額等の合計額の 100 分の 25 というその控除割合は、諸外国の制度と比較しても相当の水準にあるものであり、この控除割合をあまり高く定めると、国に納付すべき税金の使途を個人の意思にゆだねる結果となって適当ではないとの指摘がなされていることが認められる。

3.「法人税法の適用対象となる営利法人の場合は、その活動が法人の設立目的にそうものに限定され、その意思決定機関の決定を経て行われる意思決定にも株主、出資者に対する責任が要請されること等からして、その行う寄附の是非や金額の多寡の決定についても自ずから制約が内在すると考えられるのに対して、所得税法の適用対象となる自然人たる個人の場合は、その活動の範囲が限定されず、その意思決定も各個人の意思によるところが大であるため、そのような個人の行う寄附については、寄附金を支出するか否か、また支出する寄附金の額をいくらにするかの決定について、法人の場合のような内在的制約が働かないということも、一般論としては十分に首肯できるところである。」

【平成 4 年 3 月 30 日東京高裁判決】

【事実関係】

控訴人・被控訴人とも、高裁で新たな事実の主張はない。

【判旨】 控訴棄却

原判決と同旨。

【平成 5 年 2 月 18 日最高裁判決】

【判旨】 上告棄却

最高裁判所第一小法廷は、最高裁（大法廷）昭和 6 0 年 3 月 2 7 日判決（いわゆる、大嶋訴訟）を引用しつつ、本件を棄却した。

【評釈】

今回の事例では、争点の一つとして、所得税法所得税法 78 条の規定と法人税法 37 条との寄附額の所得制限額の有無が問題となった。そこで、所得税法における寄附金税制の限度額の歴史をさかのぼると、1963 年の税調答申には、寄附金税制が創設された時から、限度額が存在しているという指摘がみられる⁴⁰。しかし、同答申は限度額を設定する理由には言及しておらず、政府税制調査会答申で寄附金税制の改正があった年の答申を見ると、1968 年、1973 年の税調答申が限度額を設ける趣旨について言及している 1973 年答申では、「控除限度については、昭和 48 年度改正において所得の 15%から 25%に引き上げられたところであり、この控除割合は諸外国の制度と比較しても相当の水準にあるといえよう。また、この控除割合をあまり高く定めると、国に納付すべき税金の使途を個人の意志に委ねる結果となり、控除限度を引き上げることは適当ではない。」と述べている⁴¹。

また 1968 年答申では「寄附金控除等のいわば誘因的控除・・・は、現在の仕組みが複雑であるうえに個々の支出の事実について立証を要するという煩わしさがある。これに加えて、誘因的控除については、控除額を決定するための客観的基準も必ずしも明確でないという難点があり、さらに貯蓄や寄附金の支出は各人の選択によって各種各様であるから、これを誘因的控除の対象とする場合にも、一定の控除限度額のなかで自由に任せるほうが所得税としては中立的であると認められる。」としている⁴²。これらの答申から、1.上限額を設けなければ、国に納付すべきであった税金の使い道を個人に任せることになり、個人の裁量に大幅に依存するため、上限額は設けなければならない。2.上限額を設けるこ

⁴⁰ 税制調査会答申「昭和 39 年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明」より抜粋。

⁴¹ 税制調査会答申「昭和 49 年度の税制改正に関する答申」 p.10 より抜粋。

⁴² 税制調査会答申「長期税制のあり方についての答申、税制簡素化についての第三次答申、土地税制のあり方についての答申」より抜粋。

とにより、その上限以内において個人に自由な裁量を持たせることで、所得税としては、中立的な税になる。といった 2 つの理由から寄附金控除には当時所得の 25%の制限が設けられていた。

それに対し、法人税法には控除限度額が存在しなかった。そこで法人税法における寄附金の沿革を見てみると、1942 年における税制改正において新たに設けられたことがわかる。その時の趣旨を引用は、「従来寄附金に対する税務の取扱はこれを損金としてゐたのであつて、・・・現在・・・多額の寄附金を損金に認容することは国庫収入の財源を失ふ虞れがある。只従来これを損金として取扱つて来た沿革上、直ちに寄附金全額を損金と認めないこととすれば、会社の租税負担に相当変動を与へることとなるから、一定の標準に依つて算出した金額を超えて為したる寄附金の超過部分の金額に付ては、これを損金に算入しないこととせられた」としていた⁴³。

ここで当事者の主張を見ると、原告側(納税者)は、「法人税法が法人の国又は地方公共団体に対する寄附金の全額を損金に算入できることとしているのは、寄附の公共性、公益性に着目し、寄附を奨励しようとする立法目的によるものとしか説明できず、このような立法目的は、個人の寄附の場合も法人の寄附の場合も全く異なるところはない」という意見を出しているが、所得税における寄附金控除に限度額が設けられている趣旨、法人税に寄附金が設けられている趣旨から判断するに、どちらも明確な理由をもって、限度額を設けているのである。そこで、裁判官の理由付けとしては、「国又は地方公共団体に対する寄附に対して、その主体が個人である場合と法人である場合とで異なつた取扱いをすることには、それなりの正当な理由があるものと考えられるとしている。その理由としては、両者の取扱いの区別の態様が立法理由との関連で著しく不合理なものであることが明らかであるといった特段の事情も認められないからであるとしている。」といった判断に対して、本稿においても賛同の意見とする。

⁴³ DHC コメントール法人税法 p.2556 より抜粋。

第2章 寄附金税制の実証分析

前章では、寄附金税制の現状や問題点、判例研究などを行った。そこで、第2章では、寄附金税制についての先行研究を踏まえつつ、実際に寄附金税制の結果生じる税収ロスを推計し、実質寄附金がどのように変化するか見ていきたい。

2-1 寄附金税制の先行研究

表 2-1-1 収入階級別の寄附の価格・所得弾力性の計測

研究者	所得階級	価格弾力性	所得弾力性
Taussig(1967)	\$0~\$25,000		1.31
	\$25,000~\$100,000		1.99
	\$100,000~\$200,000	0.407	3.10
	\$200,000~\$500,000	0.368	2.54
	Over \$500,000	0.241	1.75

出典：Taussig(1967)を参考に作成。

ここでは、寄附金控除制度が存在することにより、個人の寄附行動がどのように変化するかを分析した研究者の先行研究を挙げている。寄附の価格弾力性と所得弾力性とは、Feldstein (1975a) によると、「寄附の価格弾力性は、寄附優遇税制によって、寄附の価格弾力性が絶対値で 1 を上回るのであれば、優遇税制の存在による寄附金額が税収減よりも上回るので効率的である」と述べている⁴⁴。つまり、寄付優遇税制により税収が 1 円減少した時に、寄附額が 1 円以上増加すれば、寄附促進効果というメリットが税収の減少というデメリットを上回るので、効率的であると評価できる。そのため、寄附の価格弾力性が大きければ、大きく寄附が増加するのである。また「寄附の所得弾力性は値が大きくなればなるほど、寄附金控除の上限を撤廃するなど、高所得者への優遇税制の効果を持つ」と述べている⁴⁵。つまり、所得の多い人は寄附額も多いと考えるため、控除額の上限を撤廃すると、高所得者からの寄附がより増加し、優遇税制を実施する効果があるということである⁴⁶。

表 2-1-1 は、Taussig(1967)による、クロスセクション・データを用いた実証研究の結果である。価格弾力性はどの所得階層においても、絶対値で 1 を上回っていないため、優遇税制の存在による寄附額が税収減を下回っているため、効率的ではないことがわかる。また、所得弾力性においては、所得階級が \$100,000~\$200,000 の層においては、最も高い、3.10 の値となっており、階級の中では、最も高所得者への優遇税制効果がある所得階層だといえる。では、

⁴⁴ Feldstein(1975)pp.81-100 より引用。

⁴⁵ Feldstein(1975)pp.81-100 より引用。

⁴⁶ Feldstein(1975)pp.81-100 より引用。

Taussig の他にも価格弾力性、所得弾力性を計測した先行研究が存在するので、紹介したいと思う。

表 2-1-2 アメリカにおける寄附の価格・所得弾力性の計測結果について

主な研究者	価格弾力性	所得弾力性
Feldstein(1975a)	-1.238	0.822
Feldstein and Taylor(1976)	-1.088	0.757
Abrams and Schitz(1984)	-1.239	0.611
Auten,Cilke and Randolph(1992)	-1.11	0.67

出典：各論文を参考に作成。

表 2-1-2 は、寄附の価格・所得弾力性の計測をそれぞれ、異なる期間ごとに計測している。Feldstein(1984)の基準で判断すると、寄附の価格弾力性は、すべての結果において、絶対値で 1 を上回っているので、税込減以上の寄附の増加が期待できるということであり、効率的であるといえる。また、所得弾力性においては、すべて正の値をとっており、優遇税制の効果が強いことがわかる。しかし、値はすべて 1 未満であり、これは、価格が変化しないとすると、所得の増加に伴い、寄附額は増えていくが、その所得に対する寄附額の増加割合は低下していることを意味しているといえる。従って、アメリカでは、寄附は、寄附価格の低下(寄附の価格弾力性から判断)もしくは所得の増加(寄附の所得弾力性から判断)に対して増えるということになる。そこで、実際の日本ではどのようになっているのか見ていきたいと思う。

山内(1997)は、日本の税務統計(1994 年の申告所得税標本調査)を用いて、寄附の価格弾力性、所得弾力性を計算している。その中で、山内(1997)は、日本での所得控除の下での寄附の租税価格を「1-限界税率」で計算している。

表 2-1-3 個人の寄附支出と租税価格(1994)

所得階級	合計所得	課税対象所得	寄附支出	限界税率	租税価格
万円	千円	千円	千円		
-70	561	124	35	0.1	0.9
70-100	862	274	30	0.1	0.9
100-150	1,262	433	67	0.1	0.9
150-200	1759	642	74	0.1	0.9
200-250	2244	881	53	0.1	0.9
250-300	2743	1209	124	0.1	0.9
300-400	3465	1811	104	0.1	0.9
400-500	4467	2681	140	0.1	0.9
500-600	5470	3615	182	0.2	0.8
600-700	6470	4555	145	0.2	0.8
700-800	7472	5525	106	0.2	0.8
800-1000	8915	6953	146	0.3	0.7
1000-1200	10922	9147	183	0.3	0.7
1200-1500	13297	11520	138	0.4	0.6
1500-2000	17169	15431	194	0.4	0.6
2000-3000	24206	22509	233	0.5	0.5
3000-5000	37844	36127	803	0.5	0.5
5000-	107532	105785	2372	0.5	0.5

出典：山内(1997)より作成。

表 2-1-3 は、1994 年の個人の寄附支出と租税価格を計算したものである。この時の累進税率表は、表 2-1-4 のとおり 5 段階になっている。山内(1997)は、このような表 2-1-3 を 1991 年から 1994 年まで作成し、需要関数 $\ln D = A + \alpha \ln P + \beta \ln Y$ (α : 寄附の価格弾力性、 β : 寄附の所得弾力性)を用い推定を行っている。その結果が、表 2-1-5 である。

表 2-1-4 1994 年時の累進税率表

課税所得 300 万円まで	10%
課税所得 300~600 万円	20%
課税所得 600~1000 万円	30%
課税所得 1000 万円~2000 万円	40%
課税所得 2000 万円超	50%

出典：山内(1997)より作成。

表 2-1-5 個人寄附の価格・所得弾力性

被説明変数		説明変数			自由度修正R ²	サンプル数
		定数項	lnP	lnY		
個人計	lnD	5.631	-1.701	0.230	0.772	90
		6.108	-4.296	3.495		
勤労者	lnD _e	5.322	-1.346	0.256	0.744	90
		5.791	-3.420	3.902		
自営業	lnD _s	5.254	-1.572	0.252	0.594	90
		3.666	-2.632	2.469		
農家	lnD _f	8.633	0.036	0.045	0.030	90
		14.59	0.147	1.072		
専門職	lnD _p	6.135	-3.043	0.186	0.838	90
		5.760	-6.911	2.447		

出典：山内(1997)より作成⁴⁷。

表 2-1-5 は、営業所得者(自営業)、農業所得者(農家)、その他事業所得者(弁護士・開業医などの営業職)、その他所得者(勤労者など)の 4 つの職業に分類して回帰分析を行っている。そこで、分析結果を見てみると、個人の寄附の価格弾力性は、農家を除く 3 職種において統計的に有意であり、専門職と自営業の価格弾力性の絶対値の値が大きく、逆に勤労者は-1 を下回っている。また寄附の所得弾力性については、農家はやはり有意ではなく、農家以外の 3 職種は有意と出ている。

結果として、日本は、アメリカに比べ、寄附の価格弾力性の絶対値が大きいため、個々の寄附金額が増えにくい傾向がある。一方、所得弾力性の方はアメリカより低く、所得が増えても寄附額は増えにくいという傾向になるといえる。つまり、日本の寄附金額は小額が多く、たとえ所得が増えても寄附金はあまり増えないということになる。

以上のような実証分析が行われており、直近のデータを使用し、計測しようと試みたのだが、先験的な符号関係を満たすことができなかった。これは、ふるさと納税額による影響のためである。このふるさと納税は、他の寄附税制と違い、ふるさと納税には、特例部分が存在するため、合理的な寄附者は 2,000 円の上限いっぱいまで寄附を行うのである。そのため、租税価格は、1-限界税率で算出できるため、租税価格が 0 になってしまい、従来寄附モデルが適用できないのである。つまり、価格弾力性、所得弾力性ともに意味を持たなくなるのである。

⁴⁷ アンダーバーを引いているところは、1%水準で有意、引いていないところは、5%水準で有意であることを示している。

2-2 寄附金税制の税収ロスの推計

このように寄附金税制の効率性を価格弾力性、所得弾力性で評価してみようとした結果、従来の寄附モデルにおいては、ふるさと納税が含まれているため、意味をなさないことが分かった。そこで、寄附金税制の効率性を税収ロスの観点から見てみたいと思う。

表 2-2-1 所得階級別の所得税の税収減の推計(2014.2015 年度)

(2014 年度)

合計所得階級	人員(人)	課税所得(百万円)	1人当たりの課税所得(万円)	限界税率	寄付金額シェア	寄付人員シェア	ふるさと納税寄付金総額(万円)	ふるさと納税人員数(人)	所得控除(万円)	所得税の税収減(万円)
70万円以下	182,584	6,508	4	5%	0%	1%	6,417	3,294	6,410	321
100万円 "	287,995	72,998	25	5%	0%	1%	8,043	5,627	8,032	402
150万円 "	689,404	320,385	46	5%	1%	4%	23,588	15,760	23,556	1,178
200万円 "	755,974	579,555	77	5%	1%	5%	35,608	22,443	35,563	1,778
250万円 "	655,054	731,249	112	5%	1%	5%	39,765	22,846	39,719	1,986
300万円 "	519,544	780,583	150	5%	1%	5%	40,759	21,287	40,717	2,036
400万円 "	736,490	1,551,349	211	10%	2%	8%	76,005	36,235	75,933	7,593
500万円 "	487,825	1,447,545	297	10%	2%	7%	72,300	30,975	72,238	7,224
600万円 "	344,304	1,327,586	386	20%	2%	6%	72,662	26,866	72,608	14,522
700万円 "	255,670	1,212,428	474	20%	2%	5%	72,029	23,469	71,982	14,396
800万円 "	188,755	1,068,922	566	20%	2%	4%	67,872	19,218	67,833	13,567
1,000万円 "	252,458	1,774,023	703	23%	3%	7%	116,493	30,690	116,432	26,779
1,200万円 "	164,250	1,475,079	898	23%	3%	5%	116,945	23,508	116,898	26,887
1,500万円 "	165,882	1,880,171	1,133	33%	5%	7%	177,587	29,226	177,529	58,584
2,000万円 "	166,856	2,516,020	1,508	33%	8%	8%	269,227	34,353	269,159	88,822
3,000万円 "	136,051	2,980,550	2,191	40%	12%	9%	416,991	40,203	416,910	166,764
5,000万円 "	81,220	2,884,077	3,551	40%	14%	6%	461,817	28,150	461,760	184,704
5000万円超え	55,533	6,434,012	11,586	40%	39%	5%	1,336,919	21,570	1,336,875	534,750
計	6,125,849	29,043,040			100%	100%	3,411,117	435,720	3,410,155	1,152,293

(2015 年度)

合計所得階級	人員(人)	課税所得(百万円)	1人当たりの課税所得(万円)	限界税率	寄付金額シェア	寄付人員シェア	ふるさと納税寄付金総額(万円)	ワンストップ特例制度適用額を差し引いた額(万円)	ふるさと納税人員数(人)	ワンストップ特例制度適用数を引いた人数(人)	所得控除(万円)	所得税の税収減(万円)
70万円以下	183,139	6,189	3	5%	0%	1%	24,118	20,147	7,219	4,891	19,168	958
100万円 "	292,085	74,594	26	5%	0%	1%	16,793	14,028	11,914	8,072	12,414	621
150万円 "	702,881	328,475	47	5%	0%	3%	56,989	47,606	37,332	25,295	42,547	2,127
200万円 "	773,344	595,517	77	5%	1%	4%	88,788	74,169	55,238	37,427	66,684	3,334
250万円 "	673,032	753,311	112	5%	1%	5%	106,832	89,242	60,597	41,058	81,030	4,052
300万円 "	537,337	807,008	150	5%	1%	4%	112,013	93,570	57,996	39,296	85,711	4,286
400万円 "	762,576	1,604,842	210	10%	2%	8%	260,649	217,733	106,227	71,975	203,338	20,334
500万円 "	508,386	1,504,647	296	10%	2%	7%	273,154	228,179	95,879	64,964	215,186	21,519
600万円 "	358,513	1,379,762	385	20%	2%	7%	296,021	247,281	86,556	58,647	235,552	47,110
700万円 "	267,994	1,265,289	472	20%	2%	6%	311,921	260,563	77,392	52,438	250,075	50,015
800万円 "	197,401	1,113,945	564	20%	2%	5%	311,564	260,264	65,079	44,095	251,445	50,289
1,000万円 "	265,287	1,856,917	700	23%	4%	8%	592,578	495,010	103,180	69,911	481,027	110,636
1,200万円 "	171,968	1,537,954	894	23%	4%	6%	592,042	494,562	80,229	54,360	483,690	111,249
1,500万円 "	172,040	1,944,775	1,130	33%	6%	7%	896,281	748,708	94,582	64,085	735,891	242,844
2,000万円 "	173,991	2,616,783	1,504	33%	9%	9%	1,388,102	1,159,549	110,570	74,918	1,144,566	377,707
3,000万円 "	141,429	3,095,015	2,188	40%	13%	9%	1,920,118	1,603,969	112,680	76,348	1,588,699	635,480
5,000万円 "	86,623	3,069,294	3,543	40%	14%	6%	2,060,536	1,721,267	76,737	51,994	1,710,868	684,347
5000万円超え	61,115	7,408,085	12,122	45%	37%	5%	5,401,805	4,512,393	59,312	40,188	4,504,356	2,026,960
計	6,329,141	30,962,402			100%	100%	14,710,303	12,288,239	1,298,719	879,966	12,112,246	4,393,867

出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査、総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』

(<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichira_n09_14.html)(2018年1月3日)より作成。

この章では、2011年から2015年までの税収ロスの推計を行う。橋本・鈴木(2015)の先験的な研究においては、2011年から2013年までの推計を行っていたため、本論文では、2014・2015年の税収ロスについて、国税庁『申告所得税標本調査』、総務省『ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について』を参考に推計を行った。第1列の合計所得階級は、合計所得70万円以下から合計所得5000万円超えまで、18の区分に分かれている。第2列は、合計所得階級別の寄附の人員、そして、第3列は課税所得額を示している。そこで、第4列の一人あたりの課税所得は、第3列の課税所得額を第2列の合計所得階級別の人員で割ることで、計算している。第5列は、所得階級別の限界税率を、第4列で算出した課税所得額に当てはめて算出している。第6列、7列の寄附金額のシェア、寄附人員数のシェアは、『申告所得税標本調査』の所得階級別の寄附金額、そして寄附人員数をシェアに直したものである。計算方法としては、各所得階級別の寄附金額・寄附人員数を合計額、合計人員数で割ることで計算している。第8列は、ふるさと納税の寄附金額総額を、先ほど計算した、第6列の寄附金額のシェアに配分したものである。

ここまでは、橋本・鈴木(2015)を踏襲したものだが2015年に新たにワンストップ特例制度が導入されたため、本稿では推計方法の一部を変更することにした。その部分が第9列以降である。2014年度においては、ふるさと納税の寄附人員数を第7列の寄附人員数で配分したものであるが、2015年度においては、新たにワンストップ特例制度適用額・適用人数を差し引いた行が新しく挿入されている。つまり、2014年度以前の推計方法と2015年度の推計方法は異なっている。また、ワンストップ特例制度とは、総務省ホームページによると「確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み」のことである⁴⁸。この制度は、ふるさと納税先の自治体が、1年間で5自治体までであれば、この制度を利用できることになっている⁴⁹。また、ふるさと納税によつての減税分が所得税ではなく、ふるさと納税を行った翌年以降に支払う住民税からの減額という形で行われる仕組みになっている。そこでワンストップ特例制度は、2015年度から導入されており、2015年度分のふるさと納税額には、この額が含まれている。つまり、この制度を利用した者は国税部分の税収減分が、地方税の税収減分となっているのである。この部分を差し引かなければ、過大推計となってしまため、差し引いて計算している。

2015年度の寄附金額の配分については、このワンストップ特例制度分を除外した金額で配分しなければならないため、2015年度分には、第9列にワンストップ特例制度の行を入れている。では、この先は、1行ずれているため、項目別にみていく。所得控除(寄附控除額)は、第8列で計算した、寄附金総額からふる

⁴⁸ 総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02)(閲覧日2017年12月17日)より引用。

⁴⁹ ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除されることになっている。

さと納税人員数に自己負担額である 2,000 円分を掛けたものを引くことで計算している。最後に所得税の税収減の計算は、所得控除額に、限界税率をかけて計算している。

このように税収減を計算した結果、ふるさと納税による税収減の合計値は、2014 年においては、115 億 2,293 万円、2015 年においては、443 億 2,572 万円と計算できた。そこで、国税部分での税収減を計算すると、税収減分を寄附金総額で割ればよいため、2014 年においては、33.78%、2015 年においては、30.13%となった⁵⁰。また、2014 年度、2015 年度の地方税による税収減分はそれぞれ、54.01%、68.11%なので、足し合わせると、ふるさと納税による税収減の値は、2014 年は、87.79%、2015 年は、98.24%となった。

ふるさと納税における控除率を見てみると、例えば、年収 1,000 万円の独身者が、ふるさと納税を 20 万円分行った場合、自己負担額は 2,000 円で済むため、19 万 8,000 円分が寄附控除の対象となり、控除率は 99%と計算することができる。この数字は 2015 年の私の推計した、税収ロス率の 98.24%よりもかなり高い値となっている。これは、自己負担の最低額である 2,000 円分を超える金額の場合においてもふるさと納税による寄附を行っているためであるといえよう。

表 2-2-2 実質寄附額、税収減比率の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
寄附金額(億円)	649.1490	130.1128	141.8935	341.1117	1,471.0303
実質寄附額(億円)	228.6731	401,830	32.2112	43.5213	29.7249
税収減金額(億円)	420.4759	89.9298	109.6823	297.5904	1441.3054
所得税減比率	31.92%	33.95%	34.16%	33.23%	29.87%
住民税減比率	32.38%	34.79%	42.73%	54.01%	68.11%
税収減比率	64.30%	68.73%	76.89%	87.24%	97.98%
住民税額(道府県税)(億円)	137,940	141,456	147,739	156,835	180,222

出典：国税庁ホームページ申告所得税標本調査、総務省『市町村税課税状況等の調(各年版)』

(<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon/top.htm>)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_14.html)(閲覧日 2018 年 1 月 3 日)より作成。

次にこの表 2-2-2 は、先ほど表で計算した、所得税の税収減分を使用し、実質寄附額と、税収減比率を求めたものだ。先ほどの所得税減比率に住民税減比率を足し合わせ、ここでは税収減比率を計算している。住民税減比率については、総務省『ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について』の寄附

金額と寄附控除額を使用し計算した。その結果、税収減比率は、2011年から、2015年までどの年においても増加傾向にあることがわかる。これは、返礼品目当てによる寄附が増えているためだと考えられる。

また、税収減比率から、税収減金額が計算でき、その結果、寄附金額から税収減金額を引くことにより、実質寄附額を計算することができる。例えば、2012年から2013年の寄附金額と実質寄附額の変化を見てみると、寄附金額は約130億円から約140億円に増えているのに対し、実質寄附額については、約40億円から約32億円まで減少していることがわかる。また、2014年から2015年にかけても寄附金額は増加しているものの、実質寄附金額は減少しており、2015年には、約30億円となっており、実質寄附金額は2011年からの実質寄附額の中で最も低い値を示していることが分かった。また、税収減比率では、所得税減においては、どの年も約30%の値であり、あまり変化が見られないが、住民税減比率は2011年には約32%だったものが、2015年には、約68%まで増加しており、かなり増加傾向にあることが分かった。その結果、税収減比率の値も増加していき、2011年には、64.30%だったものが、2015年には、約97.98%となっており、2011年の段階では、自己負担額2,000円で済む上限いっぱいまで寄附が行われていることが分かった。

3.ふるさと納税の各自治体への影響

ここまでは、ふるさと納税における税収ロス¹の推計を行った。ここからは県別のふるさと納税における収支を見ていきたいと思う。

表 2-3-1 兵庫県下における 2016 年におけるふるさと納税の収支状況

自治体名	財政力指数	寄附額(千円)	直接経費(千円)	間接経費(千円)	総経費(千円)	控除額(千円)	収支(千円)
淡路市	0.34	470,602	154,508	8,121	162,629	7,310.83	300,662.59
南あわじ市	0.41	492,958	197,932	5,014	202,945	10,960.07	279,052.86
洲本市	0.46	414,082	179,007	4,733	183,740	13,012.84	217,328.59
豊岡市	0.39	342,123	100,275	20,442	120,717	15,124.14	206,281.62
市川町	0.39	364,901	163,226	13,876	177,102	2,084.16	185,714.72
丹波市	0.43	143,260	5,939	2,207	8,146	8,068.68	127,045.65
朝来市	0.42	168,161	61,635	5,621	67,256	5,254.36	95,651.14
加西市	0.63	204,953	67,091	28,597	95,688	17,019.19	92,246.00
宍粟市	0.36	205,551	109,387	6,232	115,619	3,939.51	85,992.92
多可町	0.33	126,763	49,301	1,462	50,763	2,926.91	73,073.18
西脇市	0.48	95,408	37,496	1,025	38,521	6,812.79	50,073.85
上郡町	0.56	85,756	25,554	10,990	36,544	2,148.83	47,063.09
篠山市	0.40	60,202	10,359	638	10,997	7,239.16	41,964.99
養父市	0.25	51,033	13,785	476	14,261	5,893.61	30,878.48
三田市	0.83	208,799	87,885	6,453	94,338	86,297.01	28,164.30
香美町	0.25	67,216	41,837	621	42,458	2,673.14	22,084.86
福崎町	0.73	26,742	7,234	1,268	8,502	4,677.48	13,562.52
三木市	0.70	75,720	35,313	6,090	41,403	24,203.53	10,113.62
稲美町	0.75	22,699	10,791	372	11,163	6,555.08	4,981.18
小野市	0.68	27,730	9,408	3,103	12,511	10,255.40	4,963.81
佐用町	0.32	6,295	1,710	58	1,769	1,202.57	3,323.64
神河町	0.43	11,000	5,907	1,169	7,076	1,351.48	2,572.56
相生市	0.55	7,070	190	22	212	5,822.85	1,035.15
新温泉町	0.26	2,670	9	0	9	1,833.74	827.46
たつの市	0.58	21,314	5,006	334	5,340	15,897.99	75.75
加東市	0.73	9,578	2,862	90	2,952	7,806.00	-1,180.16
川西市	0.74	137,873	48,368	1,597	49,965	91,825.05	-3,917.50
播磨町	0.88	1,170	1	10	11	8,908.43	-7,749.43
猪名川町	0.61	9,450	3,608	150	3,758	14,220.65	-8,527.84
高砂市	0.90	17,265	7,406	1,000	8,406	30,125.66	-21,266.67
伊丹市	0.83	25,273	3,523	497	4,020	70,257.36	-49,004.30
加古川市	0.87	55,022	24,003	1,070	25,073	107,402.79	-77,454.01
宝塚市	0.87	81,456	9,649	624	10,272	216,155.62	-144,972.50
姫路市	0.86	84,552	413	251	664	238,334.77	-154,446.36
尼崎市	0.82	36,560	11,427	159	11,586	195,819.25	-170,845.28
芦屋市	0.93	27,795	5,986	296	6,282	207,933.01	-186,420.37
神戸市	0.79	155,580	26,406	2,507	28,913	1,075,557.77	-948,890.36

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成 27 年度ふるさと納税に関する現況調査について、総務省「平成 27 年度地方公共団体の主要財政指標一覧」総務省「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査結果（税額控除に関する実績等）」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/topics/20160614.html)

(http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H27_chiho.html)

(閲覧日 2018 年 1 月 7 日)より作成。

表2-3-1は、2015年度のふるさと納税についての兵庫県下の市町村における、収支を計算し、収支順に並べたものである。そもそも、兵庫県を選んだ理由としては、北は日本海、南には瀬戸内海に面しており、南北に長く、南側と北側の違いが確認できるためである。そこで、兵庫県下には42の市町村があり、それぞれの財政力指数そして、ふるさと納税の寄附金額、直接経費、間接経費、総経費、控除額、収支を表にし、収支(千円)が多い順に並べ変えている。但し、寄附金額、直接経費、間接経費、控除額のいずれかを公表していない自治体については、表からは削除した。では、表の中の項目ごとの計算方法を見ていく。財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことで、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる⁵¹。財政力指数は総務省「平成27年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より兵庫県の値を抜粋、また経費の項目については、総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成27年度ふるさと納税に関する現況調査について」より、費用項目を抜粋した。そこで、直接経費は、返礼品調達+送付にかかわる費用、間接経費は、広報(クレジットカード手数料、金融機関の取扱い手数料等)、決済、事務、その他にかかわる費用を足し合わせたものになっている。次に収支は、寄附額から先ほど計算した総経費と、総務省「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査結果(税額控除に関する実績等)」より抜粋した控除額を差し引いたものとなっている。

では、収支の欄を見ていく。黒字額が最も多いのは、淡路市の3億円となっており、財政力指数は0.34となっている。反対に、赤字額が最も多いのは、神戸市の9億5000万円の赤字が出ており、財政力指数は0.79となっている。ここからわかることは、淡路市はふるさと納税における収支の黒字額が多いものの、財政力指数は他の市町村に比べて低いことがわかる。反対に神戸市は、ふるさと納税における収支は赤字額が多いものの財政力指数は0.79と他の市町村と比べて高い値であることがわかった。つまり、地方公共団体の財政状況が良いほど、ふるさと納税の収支が大きくなることは無く、その反対の場合もないため、この二つの項目に因果関係はないことが分かった。また、兵庫県の市長村においては、黒字を出している市町村は30市町村、赤字を出している市町村は、12市町村存在したが、この赤字の市町村の中には交付税の不交付団体は存在しなかった。

次に、直接経費、間接経費から直接経费率、間接経费率、そして総経费率を求めていきたいと思う。計算方法としては、直接経费率は、 $\text{直接経費} \div \text{寄附額}$ 、間接経费率は $\text{間接経費} \div \text{寄附額}$ 、総経费率は、 $\text{総経費} \div \text{寄附額}$ で計算を行った。

⁵¹ 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000456278.pdf)(閲覧日2017年12月21日)より抜粋。

表 2-3-2 兵庫県下においての直接経費率、間接経費率、そして総経費率の状況

自治体名	寄附額(千円)	直接経費率	間接経費率	総経費率
南あわじ市	492,958	40.2%	1.0%	41.2%
淡路市	470,602	32.8%	1.7%	34.6%
洲本市	414,082	43.2%	1.1%	44.4%
市川町	364,901	44.7%	3.8%	48.5%
豊岡市	342,123	29.3%	6.0%	35.3%
三田市	208,799	42.1%	3.1%	45.2%
宍粟市	205,551	53.2%	3.0%	56.2%
加西市	204,953	32.7%	14.0%	46.7%
朝来市	168,161	36.7%	3.3%	40.0%
神戸市	155,580	17.0%	1.6%	18.6%
丹波市	143,260	4.1%	1.5%	5.7%
川西市	137,873	35.1%	1.2%	36.2%
多可町	126,763	38.9%	1.2%	40.0%
西脇市	95,408	39.3%	1.1%	40.4%
上郡町	85,756	29.8%	12.8%	42.6%
姫路市	84,552	0.5%	0.3%	0.8%
宝塚市	81,456	11.8%	0.8%	12.6%
三木市	75,720	46.6%	8.0%	54.7%
香美町	67,216	62.2%	0.9%	63.2%
篠山市	60,202	17.2%	1.1%	18.3%
加古川市	55,022	43.6%	1.9%	45.6%
養父市	51,033	27.0%	0.9%	27.9%
尼崎市	36,560	31.3%	0.4%	31.7%
芦屋市	27,795	21.5%	1.1%	22.6%
小野市	27,730	33.9%	11.2%	45.1%
福崎町	26,742	27.1%	4.7%	31.8%
伊丹市	25,273	13.9%	2.0%	15.9%
稲美町	22,699	47.5%	1.6%	49.2%
たつの市	21,314	23.5%	1.6%	25.1%
高砂市	17,265	42.9%	5.8%	48.7%
神河町	11,000	53.7%	10.6%	64.3%
加東市	9,578	29.9%	0.9%	30.8%
猪名川町	9,450	38.2%	1.6%	39.8%
相生市	7,070	2.7%	0.3%	3.0%
佐用町	6,295	27.2%	0.9%	28.1%
新温泉町	2,670	0.3%	0.0%	0.3%
播磨町	1,170	0.1%	0.9%	0.9%

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査について」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/topics/20160614.html)(閲覧日 2018 年 1 月 7 日)より作成。

表 2-3-2 は、先ほどの計算式を利用し、兵庫県の市町村下における直接経費率、間接経費率、総経費率を計算し寄附額順に並べたものである。では、寄附額が 1 位の南あわじ市と 2 位の淡路市を比べてみたいと思う。南あわじ市は淡路島の最も南に位置し、淡路市は、淡路島の最も北部に位置している。ホームページを見てみると、南あわじ市は、寄附の状況を示しており、公表することにご承諾を頂いた方のみにおいて、南あわじ市にご寄附頂いた方を毎年公表している⁵²。また、謝礼品としては、10,000 円以上寄附された個人の方を対象に地元特産品を提供している。例えば、20,000 円の寄附を行った場合においては、淡路牛焼肉用ロース 400 g、32,000 円の寄附を行った場合においては伝統芸能に気軽に触れられる淡路人形座鑑賞年間パスポートを謝礼品、また寄附金額として頂けることになっている。その結果、表を見て分かる通り、直接経費率の割合が高く、返礼品の調達にかかる費用などに充てられていることがわかる。その結果、経費率は 41.2%となっている。

次に寄附額が 2 位の淡路市を見てみると、淡路市ふるさと宅配便をふるさと納税における返礼品として提供している。寄附金額 20,000 円以上の寄附でもらえる内容としては、A-14 特選淡路ビーフステーキ 600g などをお礼として貰うことができる⁵³。こちらも先ほどの南あわじ市と同じく、直接経費率の割合が高く 32.8%となっており、総経費率も、34.6%となっている。この表から、寄附金額が高いほど、総経費率が高いわけではないが、間接経費率よりは直接経費率のほうが全体的に高いことがわかった。

⁵² 南淡路市ホームページ(<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/site/site-kifu/furusatozoutouhin.html>)(閲覧日 2018 年 1 月 7 日)

⁵³ 淡路市ホームページ(<http://www.city.awaji.lg.jp/site/kifu/>)(閲覧日 2018 年 1 月 7 日)

表 2-3-3 神奈川県下においてのふるさと納税の収支状況

自治体名	財政力指数	寄附額(千円)	直接経費(千円)	間接経費(千円)	総経費(千円)	控除額(千円)	収支(千円)
箱根町	1.41	537,598	213,244	5,973	219,217	2,353	316,028
三浦市	0.65	147,522	36,013	2,532	38,545	7,733	101,245
湯河原町	0.72	69,145	8,446	894	9,340	6,023	53,782
松田町	0.65	79,205	31,074	10,261	41,335	3,046	34,824
秦野市	0.90	138,986	68,389	2,579	70,968	49,798	18,220
大磯町	0.87	35,548	90	21	112	21,527	13,910
小田原市	0.96	181,382	89,994	18,331	108,325	70,514	2,542
中井町	0.99	3,070	1,045	6	1,051	1,462	557
真鶴町	0.50	2,188	286	0	286	1,480	422
大井町	0.86	6,003	2,280	554	2,834	2,980	190
南足柄市	0.93	32,259	15,507	4,119	19,626	12,754	-121
山北町	0.64	951	297	0	297	1,951	-1,297
二宮町	0.76	4,146	595	249	845	11,152	-7,851
寒川町	1.01	8,433	4,304	1,419	5,723	10,873	-8,163
鎌倉市	1.03	123,330	36,937	1,087	38,023	168,596	-83,289
横須賀市	0.80	30,875	8,352	918	9,270	114,916	-93,311
厚木市	1.09	2,470	99	0	99	98,405	-96,034
茅ヶ崎市	0.94	36,067	10,398	2,513	12,911	121,844	-98,688
相模原市	0.93	6,610	0	136	136	292,720	-286,246
横浜市	0.97	345,601	0	903	903	3,153,590	-2,808,892

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査について」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa/to/topics/20160614.html)(2018 年 1 月 8 日)より作成。

表 2-3-3 は、2015 年度のふるさと納税についての神奈川県各市町村における収支を計算したものである。神奈川県を選んだ理由としては、大都市の横浜市が含まれており、収支を見てみると、かなりの額のマイナスが出ていたため、この横浜市を含む神奈川県を見てみたいと考えたからである。また、兵庫県とは違い、経費について回答がなかった市町村に関しては、0 として表に記入している。そこで収支の欄を見てみると、箱根町が最も多く黒字額が 3 億 1602 万円となっており、財政力指数は 1.41 であった。反対に、赤字額が最も多いのが横浜市となっており、28 億 889 万円となっており、財政力指数においては、0.97 となっている。財政力指数と経費の関係においては、黒字の市町村と赤字の市町村に大きなバラつきはなく、兵庫県の結果と同じく因果関係はあまりないという結果になった。

表 2-3-4 神奈川県下における直接経费率、間接経费率、そして総経费率の状況

自治体名	寄附額(千円)	直接経费率	間接経费率	総経费率
箱根町	537,598.252	39.7%	1.1%	40.8%
横浜市	345,601.420	0.0%	0.3%	0.3%
小田原市	181,381.704	49.6%	10.1%	59.7%
三浦市	147,522.107	24.4%	1.7%	26.1%
秦野市	138,986.061	49.2%	1.9%	51.1%
鎌倉市	123,330.164	29.9%	0.9%	30.8%
松田町	79,205.000	39.2%	13.0%	52.2%
湯河原町	69,145.365	12.2%	1.3%	13.5%
茅ヶ崎市	36,066.959	28.8%	7.0%	35.8%
大磯町	35,548.000	0.3%	0.1%	0.3%
南足柄市	32,258.954	48.1%	12.8%	60.8%
横須賀市	30,874.500	27.1%	3.0%	30.0%
寒川町	8,432.500	51.0%	16.8%	67.9%
相模原市	6,610.136	0.0%	2.1%	2.1%
大井町	6,003.423	38.0%	9.2%	47.2%
二宮町	4,145.600	14.4%	6.0%	20.4%
中井町	3,070.000	34.0%	0.2%	34.2%
厚木市	2,470.000	4.0%	0.0%	4.0%
真鶴町	2,188.010	13.1%	0.0%	13.1%
山北町	951.000	31.2%	0.0%	31.2%

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査について」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/topics/20160614.html)(2018年1月8日)より作成。

表 2-3-4 は、先ほどの計算式を利用し、神奈川県各市町村下における直接経费率、間接経费率、総経费率を計算し寄附額順に並べたものである。さきほどの収支の計算において最も黒字を出していた箱根町が経费率においてもトップであった。特に直接経费率が高く、返礼品の調達に係る費用、送付に係る費用に費用が多くかけられていることがわかった。つまり、兵庫県の場合の経费率、そして神奈川県の場合の経费率どちらの場合においても、直接経費にかけられるコストのほうが、間接経費にかけられるコストよりも多く、ふるさと納税によって集めた寄附金を直接経費として、返礼品を調達する費用に回している自治体が存在することがわかった。

おわりに

本稿では、寄附金税制の中でも、認定 NPO 法人に対する寄附やふるさと納税など様々な寄附金税制の制度内容を見ながら、問題点の検討を行った。では本稿で得られた結果を今一度まとめてみたいと思う。

第 1 に、認定 NPO 法人に対する寄附金や公益財団法人等に対する寄附金においては、現在は所得控除、税額控除を選択して利用できる制度となっているが、現在の税率表においては、45%が最高税率であり、その階層における寄附金制度の利用者は、寄附者合計に対して、約 10%に過ぎない。つまり、その他約 90%である限界税率が 40%以下の人々にとっては、税額控除制度を利用するほうが税額の控除額が多くなっている。そもそも寄附金控除は、1962 年に税額控除として初めて認められ制度が始まっている。その後 1967 年に所得控除制度に変更され、2011 年には税額控除、所得控除選択制へと変更されている。そこで、私は、以上の理由から、選択制ではなく、税額控除制度に一本化するべきだと考えている。

第 2 に、ふるさと納税については、適用下限額、所得税の控除額、住民税の控除額(基本分)以外の部分である、特例部分における控除があまりにも多く、住民税所得割額の 2 割という上限があるものの、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本分}) - \text{所得税の税率})$ という計算方法により自己負担額が 2,000 円になってしまい、その結果、高所得者ほど 2,000 円で寄附できる額が増え、特例部分により高所得者は多くの恩恵を得ていることが分かった。また、ふるさと納税は本来都市部で使われるはずであった税金が地方に流れており、その流れた部分の補てんを国が行っている。このようにふるさと納税には多くの問題点が存在している。そのため本制度は作り変えるべきだと考えており、認定 NPO 法人に対する寄附と同じように、所得控除ではなく、税額控除方式に変えることや、現在のふるさと納税の特例部分のみを取り除く方法が良いと考えている。

第 3 に、寄附金税制の国税部分の税収ロスを計算した結果、税収ロスが所得税においては、約 439 億円発生していることがわかり、地方税部分である住民税においては、約 1,002 億円発生しており、合計では、約 1,441 億円発生していることが分かった。また、実質的な寄附を見てみると、毎年減少しており、2015 年には約 30 億円まで減少している。これは、返礼品競争の過熱などによりふるさと納税に対する寄附が多く集まっていることが要因である。そこで、ふるさと納税とふるさと納税以外の寄附金の推移を見てみるが、2015 年は、ふるさと納税額は前年に比べて増加しており、それ以外の寄附金は減少していることが分かった。つまり、ふるさと納税が増加している結果、他の寄附金に対して影響を与えていることが分かった。

以上のことから、近年の寄附金税制における拡充、とりわけふるさと納税制度の拡充は、実質的な寄附の増加には結びついておらず、所得控除部分を税額控除方式に改め、ふるさと納税における自己負担を 2,000 円に抑制する措置である地方税における特例控除を廃止すべきであるという結論を得た。

【参考文献(英文)】

- Abrams, B.A. and M.D. Schmitz. (1984), The crowding-out effect of Governmental transfers on charitable contributions: Cross-section evidence, *National Tax Journal*, Vol. 37, pp. 563-568.
- Auten, G. E., J.M. Chilke and W.C. Randolph (1992), The effects of tax reform on charitable contribution, *National Tax Journal*, Vol. 45, pp. 267-290.
- David M Schizer, (2009), Subscribing Charitable Contributions: Incentives, Information and the Private Pursuit of Public Goals, *62 Tax L. Rev.* pp. 221
- Feldstein, Martin S. (1975a), The Income Tax And Charitable Contributions: Part I - aggregate and distributional effects, *National Tax Journal*, Vol. 28, pp. 81-100.
- Feldstein, Martin S. (1975b), The Income Tax And Charitable Contributions: Part II - the impact on religious, educational and other organization, *National Tax Journal*, Vol. 28, pp. 209-226.
- Feldstein, Martin S. and A. Taylor. (1976), The income tax and charitable contributions, *Econometrica*, Vol. 44, pp. 1201-1222.
- Taussig, M. K. (1967), Economic aspects of the personal income tax treatment of charitable contributions, *National Tax Journal*, Vol. 20, pp. 1-19.

【参考文献 (邦文)】

- 跡田直澄(2008)「地方自治体への寄附と政策」『三田商学』第 50 巻第 6 号, pp. 33-35.
- 上村大輔(2016)「寄付金税制に関する一考察—「寄付金控除の年末調整制度化」を中心として—」『公益財団法人租税資料館』第 25 回, pp. 1-19.
- 小川さつき(2005)『寄付税制の一考察』関西大学修士論文.
- 加藤健一(2010)「NPO の寄附税制の拡充について」『国立国会図書館レファレンス』 Vol. 715, p. 50.
- 金子宏(2017)『租税法』弘文堂.
- 金井憲一郎(2015)『三者間贈与の法的構造とその性質—英米法からみた寄附と公益信託に関する一考察—』中央大学博士論文.
- 鈴木善充・武者香苗・橋本恭之(2016)「札幌市におけるふるさと納税の現状について」『生駒経済論叢』第 14 号, pp. 61-77.
- 武田昌輔(1979)『DHC コメントール法人税法』第一法規株式会社.
- 武田昌輔(1983)『DHC コメントール所得税法』第一法規株式会社.
- 土居丈朗(2014)「「謝礼品合戦の「ふるさと納税」をどうする—地方創生の「目玉政策」問題点と解決策—」東洋経済オンライン」
<http://toyokeizai.net/articles/-/50954>.
- 中村久人(2007)「日本国内企業の社会貢献—もう一つの企業フィランソロピー」『東洋大学経営論集』第 58 号, pp. 71-76.
- 西村慶・石村知子・赤井伸郎(2016)『ふるさと納税(寄付)のインセンティブに関する分析』日本地方財政学会報告論文.

- ・橋本恭之・鈴木善充(2015)『ふるさと納税制度の検証』日本財政学会第72回大会報告論文.
- ・橋本恭之・鈴木善充・木村真・小川亮・吉田素教(2017)『地方税改革の検証』清文社.
- ・橋本徹・古田精司・本間正明(1986)『公益法人の活動と税制—日本とアメリカの財団・社団』清文社.
- ・藤谷武史(2016)「寄付税制の基礎理論と制度設計」『日本税務研究センター』Vol.32-No.3, pp32-45.
- ・三角政勝(2015)「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」— 寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題 —」『立法と調査』No.371, pp.67-71.
- ・山内直人(1997)『ノンプロフィットエコノミーNPOとフィランソロピーの経済学』日本評論社.
- ・山田英二(2008)『諸外国における寄附の状況と税制の役割』東京都税制調査会調査報告書.
- ・山本周吾(2012)『東日本大震災の寄付金控除の拡充の検証：「東日本大震災に際しての寄付アンケート」に基づく実証分析』APIR Discussion Paper Series No.26,pp.3-4.

【参考資料】

- ・国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>。(閲覧日 2018年1月14日)
- ・昭和39年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明：http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s_s3812_s39zeiseikaisei.pdf。(閲覧日 2017年12月22日)
- ・昭和49年度の税制改正に関する答申：http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s4812_s49zeiseikaisei.pdf。(閲覧日 2017年12月22日)
- ・税制調査会編(2007)『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』：<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/19top.html>。(閲覧日 2017年9月26日)
- ・総務省ホームページ：<http://www.soumu.go.jp>。(閲覧日 2018年1月14日)
- ・内閣府ホームページ：<http://www.cao.go.jp/>。(閲覧日 2018年1月14日)
- ・南淡路市ホームページ：
<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/site/site-kifu/furusatozoutouhin.html>。(閲覧日 2017年10月26日)
- ・TKC法律情報データベース「LEX/DBインターネット」：
<http://202.248.47.42/lexbin/ShowZenbun.aspx?sk=636513840486030014&pv=1&bb=22004111>。(閲覧日 2018年1月9日)
<http://202.248.47.42/lexbin/LinkZenbun.aspx?Bunban=22005533>。(閲覧日 2018年1月9日)
<http://202.248.47.42/lexbin/LinkZenbun.aspx?Bunban=22005701>。(閲覧日 2018年1月9日)